

予 算 常 任 委 員 会

日 時 令和3年3月18日(木) 午後1時30分
会 場 本庁舎 牛久市役所議場

委 員 9名
委員長 須 藤 京 子
副委員長 鈴 木 勝 利
委 員 利根川 英 雄
遠 藤 憲 子
市 川 圭 一
秋 山 泉
諸 橋 太一郎
山 本 伸 子
長 田 麻 美

説明員	市 長	根 本 洋 治
	副 市 長	滝 本 昌 司
	教 育 長	染 谷 郁 夫
	市 長 公 室 長	吉 川 修 貴
	経 営 企 画 部 長	吉 田 将 巳
	総 務 部 長	植 田 裕
	市 民 部 長	高 谷 寿
	保 健 福 祉 部 長	内 藤 雪 枝
	環 境 経 済 部 長	藤 田 聡
	建 設 部 長	山 岡 孝
	教 育 部 長	川 井 聡
	議 会 事 務 局 長	滝 本 仁
	会 計 管 理 者	飯 島 希 美
	秘 書 課 長	稲 葉 健 一
	広 報 政 策 課 長	植 田 英 子
	経 営 企 画 部 次 長 兼 政 策 企 画 課 長	柳 田 敏 昭
	創 生 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	関 達 彦
	財 政 課 長	糸 賀 修
	総 務 部 次 長	中 山 智 恵 子
	総 務 部 次 長 兼 管 財 課 長	野 口 克 己

総務課長	吉田充生
人事課長	二野屏公司
契約検査課長	神宮寺昌志
税務課長	晝田典義
収納課長	山岡三千男
市民部次長	小川茂生
市民活動課長	栗山裕一
総合窓口課長	大里真紀
システム管理課長	斎藤正浩
地域安全課長	齋藤勇
地域安全課参事	大脇俊一郎
防災課長	中澤久
教育委員会次長兼教育企画課長	吉田茂男
教育委員会次長兼生涯学習課長	大里明子
学校教育課長	川真田英行
学校教育課 学校建設対策監	佐藤孝司
指導課長	豊嶋正臣
文化芸術課長	糸賀珠絵
スポーツ推進課長	高橋頼輝
中央図書館長	大和田伸一
保健福祉部次長	飯野喜行
社会福祉課長	石塚悟
高齢福祉課長	川真田智子
こども家庭課長	結束千恵子
保育課長	橋本早苗
健康づくり推進課長	渡辺恭子
医療年金課長	石塚史人
環境経済部次長	梶由紀夫
環境政策課長	横瀬幸子
廃棄物対策課長	木村光裕
農業政策課長	神戸千夏
商工観光課長	大徳通夫
建設部次長	長谷川啓一
建設部次長兼下水道課長	野島正弘
都市計画課長	榎本友好
空家対策課長	柴田賢治
建築住宅課長	高野裕行

道路整備課長
農業委員会事務局長
監査委員事務局長
庶務議事課長

藤木光二
結速武史
本多 聡
野島 貴夫

書 記

宮田 修

令和3年第1回牛久市議会定例会予算常任委員会審議日程表

月 日 等	部 課 等 名	審 議 項 目
3月18日(木) 午前9時00分		<p>現地視察</p> <p>住井すゑ文学館 牛久市立下根中学校 市営猪子住宅</p>
3月18日(木) 午後1時30分 議 場	市長公室 経営企画部	<p>令和3年度一般会計歳入歳出予算中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長公室、経営企画部所管の歳入 ・市長公室、経営企画部所管の歳出 <p>(令和3年度課別事務事業一覧参照)</p>
	総務部 会計課 監査委員事務局 議会事務局	<p>令和3年度一般会計歳入歳出予算中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務部等所管の歳入 ・総務部等所管の歳出 <p>(令和3年度課別事務事業一覧参照)</p>
	市民部	<p>令和3年度一般会計歳入歳出予算中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民部所管の歳入 ・市民部所管の歳出

		(令和3年度課別事務事業一覧参照)
3月22日(月) 午前10時 議 場	教育委員会	令和3年度一般会計歳入歳出予算中 ・教育委員会所管の歳入 ・教育委員会所管の歳出 (令和3年度課別事務事業一覧参照)
	保健福祉部	令和3年度一般会計歳入歳出予算中 ・保健福祉部所管の歳入 ・保健福祉部所管の歳出 (令和3年度課別事務事業一覧参照)
3月23日(火) 午前10時 議 場	環境経済部 農業委員会事務局	令和3年度一般会計歳入歳出予算中 ・環境経済部等所管の歳入 ・環境経済部等所管の歳出 (令和3年度課別事務事業一覧参照)

	<p>建設部</p>	<p>令和3年度一般会計歳入歳出予算中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設部所管の歳入 ・建設部所管の歳出 <p>(令和3年度課別事務事業一覧参照)</p>
	<p>保健福祉部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算 ・令和3年度牛久市介護保険事業特別会計予算 ・令和3年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
	<p>環境経済部 建設部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度牛久市青果市場事業特別会計歳入歳出予算 ・令和3年度牛久市下水道事業会計歳入歳出予算

午後 1 時 3 0 分開会

○須藤委員長 皆様、こんにちは。

伊藤委員より欠席の届出がありました。

ただいまから予算常任委員会を開会いたします。

先日開かれました予算常任委員会におきまして、私須藤が委員長に就任いたしましたので、よろしく願い申し上げます。

予算審議が令和 3 年度当初予算から、特別委員会から常任委員会での審議ということになり、1 年を通して予算審議をする体制となりました。今回がその始めということになります。十分な慎重なる審査、そして自由闊達な審査、それを行うところではございますが、皆様も御心配のように新型コロナウイルス感染症の拡大がいまだに収まっていない状況の中での審議となりますので、前もって皆様には審議について、これまでと若干違う進め方をお願いしたところがございます。そこで、改めて常任委員会での審議に当たっては、効率的で、なおかつ慎重な審議となりますように皆様の御協力をよろしく願いを申し上げます。

私からの挨拶は以上でございます。

副委員長には鈴木委員が就任いたしましたので、御挨拶をお願いいたします。

○鈴木副委員長 鈴木でございます。

委員長を補佐して円滑な審議に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

○須藤委員長 予算の審議に先立ち、私からお願いを申し上げたいと思います。

既に御承知のとおり、本委員会に付託されました案件は、令和 3 年度一般会計予算をはじめ特別会計 4 会計、企業会計 1 会計の合わせて 6 会計であります。限られた日程の中で 6 会計を審議することになりますので、効率的な審議と、審議をより深めることを目的といたしまして、原則としてこれまでと同様に 1 回の質疑や 3 項目を区切りとしたいと思います。

ただし、審議は次のとおり行いたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

質疑に当たっては、できるだけ課別事務事業一覧の掲載順に行うものとし、質疑を行おうとする委員は、まず 1 項目について質疑を行います。その委員の質疑に係る執行部答弁が終了した後、他の委員から同事業に関する質疑の有無について委員長が確認を行います。その際、質疑がある委員はその旨を委員長に申し出ていただき、その後委員長の指名により質疑を行ってまいります。以降は同様に事業に関する質疑を継続し、質疑が出尽くしたところで次の事業に関する質疑へと移っていきたくと思います。同様の流れで 3 項目まで質疑を行った後に、次の委員への質疑へと移ってまいります。

このような方法で審議を進めてまいりたいと思いますので、予算委員各位におかれましては御協力をよろしく願いしたいと思います。

まず、執行部の説明につきましては、令和 3 年度の新規事業や制度の改正等を含め、特に説明を要する内容についての歳入、歳出の順にて御説明をいただきたいと存じます。その後、質疑応答の方法で審議をいたしたいと思います。

次に、本委員会の審議は、付託表の日程のとおり審議をいたしたいと存じますので、何とぞ御協力のほどお願いいたします。

なお、発言をする場合には、挙手によって発言を求め、委員長の許可を得た後、マイクを使用し発言するようお願いいたします。また、発言をする際は着席をしたままで結構ですので、あらかじめ申し添えます。

これより議事に入ります。

まず、議案第18号、令和3年度牛久市一般会計予算を議題といたします。

本件の審査は分割して行います。委員会付託表とともに配付しました予算常任委員会審議日程に基づき審議を行います。

まず初めに、市長公室、経営企画部所管について問題に供します。

市長公室、経営企画部、総務部、市民部等所管の予算の総括部分について、執行部の説明を求めます。吉田経営企画部長。

○吉田経営企画部長 令和3年度予算案につきましては、市議会全員協議会、議会の一般質問等におきましても御説明させていただいたところがございますけれども、改めまして大枠につきまして御説明をさせていただきます。

令和3年度当初予算編成に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の発症状況に対処するため、引き続き新型コロナウイルスワクチンの予防接種実施体制整備に取り組むとともに、これまで取り組んでまいりましたエスカード牛久を復活させ中心市街地を活性化すること、牛久シャトーを観光拠点・文化拠点として再創成することを最重点課題とし、「再び人口増の街に」や「子育て環境充実の街に」など8つの施策につきましても引き続き取り組みながら、職員一人一人が、新型コロナウイルス感染症の感染状況や国等の動向を注視しながら新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るとともに、新しい生活様式を踏まえた方法で市民サービスの低下につながらないように、各事業の必要性、緊急性等を検証した上で、限りある財源を効果的、効率的に配分することにより事業選択を行いました。

こうして調整いたしました令和3年度当初予算は、一般会計で前年度比5.1%増加となります284億6,300万円、特別会計は、前年度比2.7%増加となります156億6,995万9,000円、企業会計となります下水道事業会計は、前年度比2.1%減少となります28億5,457万2,000円、全会計では前年度比3.9%増加となります469億8,753万1,000円となっております。

本日御審議いただきます各部の主な予算でございますけれども、まず、市長公室は、前年度比2.1%、110万7,000円減の5,186万8,000円とし、コミュニティFMによる情報発信、シティプロモーション事業費などを計上しております。

次に、経営企画部では、前年度比19.7%、5億2,540万5,000円増の31億9,058万3,000円とし、高齢で車の免許証がなくても移動手段を確保できるようにコミュニティバスの運行やデマンド型公共交通サービスの経費、またエスカード牛久ビル復活に向けた公共施設利活用の整備費などを計上しております。

次に、総務部は、前年度比2.0%、7,297万円増の37億8,034万3,000円とし、人件費をはじめ庁舎管理費、公用車管理費、今年度予定されております衆議院議員選挙費、茨城県知事選挙費などを計上しております。

次に、市民部は、前年度比9.4%、1億7,352万円増の20億974万5,000円とし、地域防犯力向上のための防犯カメラの設置、緊急時、災害時に備える体制の充実を図るための防災行政無線更新費などを計上しております。

以上が市全体の令和3年度予算案の概要と市長公室、経営企画部、総務部及び市民部の予算概要となります。よろしくお願いたします。

○須藤委員長 これより市長公室、経営企画部所管について質疑を行います。

質疑のある方は御発言願います。長田委員。

○長田委員 長田です。よろしくお願いたします。

それではまず1点。予算案の概要の9ページです。エスカード牛久ビルの利活用を図る、エスカード牛久ビルに公共施設を整備する、についてですが、公共施設を整備するに当たってどれくらいの集客を見込んでいるのか。

また、テナント誘致の方法と現状についてお聞かいたします。

○須藤委員長 答弁を求めます。創生プロジェクト推進課長。

○関創生プロジェクト推進課長 創生プロジェクト推進課の関でございます。よろしくお願いたします。

お答え申し上げます。

まず、エスカード4階へ整備いたします公共施設の利用者数につきましては、昨年5月末で策定いたしました基本構想・基本計画によりまして、年間で16万2,400人となります。内訳ですけれども、休日が1日614人、平日が1日374人と想定しておりまして、合計16万2,400人と試算しております。なお、営業日数が357日、営業時間が9時から夜の9時までの12時間で想定をしております。

続きまして、テナント誘致の御質問につきましてお答えいたします。

御存じのように令和2年度におきましては、昨年4月の下旬から5月にかけて6店舗の新規店舗がオープンしてございます。また、6月5日におきましては、2階にいばらき自慢がオープンしております。また、その後1階に美容室、同じく1階に治療院、さらに2階になりますけれども、インドカレーマサラの飲食店がオープンしてございます。

なお、令和3年度の見込みですけれども、現在1階に保険ショップ、さらにちょっとまだこれは今協議中ではございますけれども、幾つかの店舗が今協議をしております、できるだけ早く店舗の誘致ができるように引き続き取り組んでいるところでございます。

以上です。

○須藤委員長 長田委員。

○長田委員 ありがとうございます。基本計画の中で16万人ほど見込んでいるということなのですが、これはどのような算出方法で出された数字なのかということについてと、あとは公共施

設を整備した場合、それだけの利用者数があるということですが、やはり万人が買っただけのような店舗誘致がないと利益率のほうが上がらないと思いますので、その辺は同時進行でやっていかないといけないと思うんですが、そのあたりについてのお考えについてお伺いいたします。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○関創生プロジェクト推進課長 お答えをいたします。

まず、最初の御質問の来場者数の想定の根拠でございますけれども、基本構想・基本計画の中で設置する施設それぞれの利用者数を算出した上で立ち上げたものでございます。ただ、その内訳は、それぞれ現在のところ具体的な個別の数字は出ておりませんが、いずれにしても例えばスタジオの設置をした場合にはどのくらいの方々が利用されるのかというように、一つ一つ積み上げたものでございます。

また、店舗の誘致でございますけれども、委員おっしゃりますように、やはり店舗の種類によりまして集客数は大きく異なるとも思います。ただいまリーシング活動が続いている中でも、やはり集客力のある施設、店舗ということになりますと、例えばですが100均とかですね、それから、失礼しました、ちょっと出てきません、100均などの店舗を入れることで集客が見込めるだろうということで、できるだけ多くのお客様に来ていただけるような種類の店舗の誘致を考えて進めております。

以上です。

○須藤委員長 長田委員はよろしいですか。はい。

ただいま長田委員からはエスカード牛久ビルの利活用を図る、同じくエスカード牛久ビルに公共施設を整備する、この件について質問が出ました。この件につきまして、他の委員の中で質疑がある方は挙手をお願いします。取りあえず質問を予定されている方はなるべくこの時点で挙手をお願いします。では、山本委員。

○山本委員 山本です。よろしくお伺いいたします。

エスカードが出ましたので、それに関して何点か質問したいと思います。

まず資料として出していただいた不動産鑑定評価証に関してですが、こちらの事業者が選定された経緯について、まずはお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○関創生プロジェクト推進課長 御答弁申し上げます。

こちらの不動産鑑定書の経緯につきまして御説明いたします。

エスカード牛久ビルにつきましては、市施行によります市街地再開発事業により建設されております。当事業の従前従後におけます土地建物等の権利変換等は非常に複雑なものであることから、当該事業の経緯を熟知した不動産鑑定士でなければ土地建物等不動産の適正価格を算出する鑑定評価ができない状況でございます。

その状況の中で、株主会社総合不動産コンサルタントの代表取締役である鑑定士は、唯一エスカード牛久ビル建設に係ります市街地再開発事業につきまして、当時事業着手から事業完了に至るまで権利評価等権利関係の全般に携わった実績を持つ不動産鑑定士でございます。

したがいまして、エスカード牛久ビルに係る市街地再開発事業の権利変換等の経緯を熟知して、実際に当該再開発事業における権利評価を行った不動産鑑定士がおります当該コンサルタント会社に委託したものでございます。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 この不動産評価額に沿って1階と4階の交換ということを前提とした不動産評価だと思んですが、これに沿って床の権利条約は今どうなっているのか。さっき出ました基本計画を見ますと、実施設計に当たる前に権利者とのそういう条件をクリアすることというふうには書いてありますが、今その床の条件、交換の条件というのはどうなっているのでしょうか。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○関創生プロジェクト推進課長 お答えをいたします。

エスカードの4階のフロアに公共施設を整備するべく、ただいま地権者、共有者の皆様との床の交換の進められているところでございます。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 今年度整備計画、整備の予算が上がっているわけですがけれども、そうなるとその床の交換がもちろんできなければ4階の整備というのは、予定どおりにはなかなか難しいということなんでしょうか。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○関創生プロジェクト推進課長 現在、先ほども御答弁申し上げましたように、4階に公共施設を整備すべく、ただいま地権者の皆様に床の交換に対する進められているところでございます。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 この基本構想・基本計画の中でちょっと質問したいんですけども、この図面を見ますと、4階というかこの公共施設を整備する中にデジタルプレイランドとかeスポーツという言葉が出てまいります。この整備するに当たって市民との懇談会を開いたり、活性化懇談会ですか、そういう店舗に入ってらっしゃる方の御意見を伺ったり、あとは担当課のヒアリングというのも行ってきたとこの中には書いてあるんですが、その中でデジタルプレイランドとかeスポーツという言葉は出てないように私には思えたんですが、その2つはどこでこういうものが出てきたのかということをちょっと確認したいと思います。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○関創生プロジェクト推進課長 お答えをいたします。

昨年策定いたしました基本構想・基本計画の中で、これを策定する中で集客力のある施設とはどのようなものかという観点からコンサルタント会社の方たちの御意見もいただきつつ、このような基本構想・基本計画を策定したものでございます。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。

それでは、ちょっと大枠を伺いたいんですけれども、このエスカード、令和元年に8,800万円で購入して、いろいろ整備が進んできたわけなんですけれども、もともとこの交付金をいろいろ頂いている中で計画期間というのがあると思うんですが、その整備計画というものを確認したいと思います。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○関創生プロジェクト推進課長 御答弁申し上げます。

今回このエスカードの4階に公共施設を整備するに当たりましては、国土交通省の補助金であります社会資本整備総合交付金、こちらの補助金を頂きながらの事業でございます。こちらにつきましては、牛久市の場合、令和元年度から令和5年度の5か年の事業計画の中で当てはめられた、取り組まれた事業でございます。5か年の総額、これは牛久市全体でございますけれども……エスカードのみでよろしいでしょうか。全体が19億5,500万円の交付対象事業に対しまして補助金、国費が9億5,560万円ということでございます。そのうちのエスカード牛久ビルの4階の公共施設の整備につきましては、まずただいま実施しております実施設計の業務で6,594万5,000円の委託料に対しまして2分の1、それから来年度予算を計上しております工事費とそれから管理費ということで、こちらが4億3,400万円に対しまして2分の1の2億1,700万円の補助金ということでございます。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。それで今5年間の整備計画とおっしゃったんですけれども、例えば工事の変更があったり工事が先送りになったりといった場合に、この国庫の補助金というのはどういうふうになるのか、そこを確認したいと思います。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○関創生プロジェクト推進課長 お答えをいたします。

まず、先送りとなった場合の影響ですけれども、そうしますと令和3年度は改修工事を実施しないとして申請をしないということになりまして、計画を変更して令和4年度以降の要望ということになってくるかと思えます。この場合、予定されておりました国費の先ほど申し上げた2億1,700万円は、牛久市での他の事業に国費を充当し切れないということから、茨城県におきまして追加で補助を希望する県内の他の自治体に紹介をいたしまして、もし希望される団体、自治体があった場合には、その自治体に牛久市分の国費を流用するということとなります。

一方、流用できる自治体がもし見つからなかった場合というのは、国へ国費の返還ということになります。

先送りした場合に懸念されますことは、国費返還で令和4年度以降の内示に影響が出るということが考えられるかなとは思っています。

それから、もし中止した場合の影響ですけれども、公共施設を整備しないということになりま

すので、現在行っている実施設計分の国費の返還を求められる可能性が出てくるかと思えます。

さらに、最悪なケースとしましては、都市再生整備計画全体、この5か年事業の全体が成立しないという判断がされた場合には、全事業の国費返還ということも可能性としてはあり得るのかなというふうには考えております。

以上です。

○須藤委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 財政課、糸賀です。よろしくお願いします。

今の関課長の補足をさせていただきます。今、最悪のケースの場合、国庫補助金の返還という形も考えられるということがありましたけれども、この実施設計につきましては併せて起債のほうも起こしておりますので、そちらにつきましても元金の分プラス加算分と、なおかつ違約金分ということで割増しで返還ということが生じることになります。

以上でございます。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、さっき内示に影響があるとおっしゃいましたけれども、今後先送りした場合にこちらが希望しただけの国庫の補助金が見つからない可能性があるということなんですか。

○須藤委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 御質問にお答えします。

内示額が今後影響あるということですが、今年つく2分の1の金額というものも確保できるかどうか分かりませんし、補助率のほうも2分の1行くかどうか、そちらのほうも分からないという形になります。

以上でございます。

○須藤委員長 市川委員。

○市川委員 それではよろしくお願いします。

こんなことを言ったら身も蓋もないんですが、そもそも1階と4階を交換する必要があるのかどうか、まずお答えをお願いします。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○関創生プロジェクト推進課長 お答えいたします。

先ほど山本委員の御質問にお答えしましたとおり、策定しました基本構想・基本計画の中で4階への公共施設の整備という前提でただいま進めておりますので、引き続き4階に公共施設が整備できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○須藤委員長 市川委員。

○市川委員 とうかですね、それはお答えになっていないと思うんです。別に4階がそのままでも公共施設はできると思うので。はい、どうぞ副市長。

○須藤委員長 副市長。

○滝本副市長 私のほうからお答えいたします。

ちょっと遡ってしまうんですけども、当初イズミヤさんが撤退したときに、その床をどうするかという話になったときに市で買ってくださいという話もあって、床の取得交渉をしました。その取得交渉の際にですね、市長ともお話ししてたんですけども、あそこを公共施設として利用する、そしてあそこの街の活性化、中心市街地の活性化、駅前の活性化ということを考えて、あそこをもしかしたら公共施設もあり得るのではないかと頭でおりました。頭の中でそれを描きながらイズミヤとの床交渉をして、ある程度格安で取得できたということがございます。その売買が成立した段階で、公共施設をその後あそこに正式につくろうという話に決まりまして、議員の皆様のご同意もいただきながらですけども、公共施設をつくろうということになりました。

その公共施設を4階にということは、今ちょっと課長もお話ししたように既存の施設としてエスカートホール側の4階部分がございます。その4階部分とこちら側ですね、取得した床ではないんですけども4階部分、共有者の皆さんが持っている床の部分になるんですが、そこをつなげることによって公共施設の一体的な利用、それぞれ呼応し合ってよりよい、もっと利活用が進むんじゃないかということがありまして4階ということがございました。

そうした場合に、今ちょっと言いましたけれども、4階部分はイズミヤさんから取得した床ではない、共有者の皆さんが持っている床だと。そうしたときに、じゃあ公共施設が必要だという話になったときに、4階がよりよい場所ですので、改めてあるいは市がお金を出してあそこを取得するという事は、ちょっと、あそこにまたお金を投入することになりますので、それではいかんでしょうということで、当初取得するときに考えていたように共有床とイズミヤさんで取得した床を交換すれば、改めて大きなお金を投入しなくて済むということで4階ということでございます。

以上です。

○須藤委員長 市川委員。

○市川委員 それは大変分かるんですが、さんざん改選前にも産業建設常任委員会でこのイズミヤの問題はずっとやってまいりました。4階の公共施設というのは全然反対することではないんです。

ただ、今までの手法等々にやはり少し疑問を感じておりました。公共施設の利活用という面を考えれば、既にいろいろな方面で役所の内部機能の施設が足りないと言っているのであれば、当初からイズミヤにその4階の部分なりなんなり、3階、2階へ持っていけばとうに問題は解決しているのかとも思われるんですね。

取得交渉中に公共施設ということで、この前もeスポーツをなさいました。松戸駅のところにもJRの子会社がeスポーツ専用の施設をつくったということで、この前担当課のほうにもちょっと話をしたんです。たまたまちょっと私、見に行く機会がなくて行けなかったんですが、ホームページ等々で見ると大変すばらしい施設なのかなと思われます。

以前の私の質問で覚悟はあるのかという形で詰め寄った部分もありますが、出てくるたびにちょこちょこ、まあ情勢も違いますからしょうがないんですけどもいろいろ変わってくるんですね。や

はり、柱としてせつかくこれだけ重点としてエスカード、シャトーの復活ということでお題目が出ている以上、柱の根幹になる事業だと思うんですよ。それが見えてこない。長いね、ごめんね、はい、すみません。なので、まず今1階と4階ということが出ました、最初の質問に戻ってしまおうんですが、これ交換比率というのほどのようなになっているのか、お願いいたします。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○関創生プロジェクト推進課長 こちらがですね、まず4階の面積が2,851平米になります。対しまして1階の面積が2,324平米でございます。比率としましては、交換で8.1%ほど減少します。4階のほうが広い面積になります。1階のほうが少ない面積になりまして、4階から1階に移ることで8.1%の減少になります、面積としましては。

以上です。

○須藤委員長 市川委員、ただいまの答弁の内容は事前に頂いている資料の中にありますので、きちんと確認をしてからそれに当たらないような質問をお願いいたしたいと思います。

それでは、市川委員。

○市川委員 8.1、私が別に聞いたのが1対0.825というふうに聞いたんですけども、金額ベースでは単純にそれ掛ける幾らという形で考えればいいんでしょうか。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○滝本副市長 お答えをいたします。

基本は等価交換です。1平米当たり、皆さんよく御存じだと思いますけれども等価です。面積じゃなくて価格が同じものとの交換ということでございます。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 等価交換ということでこの交渉は大分やられていると思うんですが、何人か同意されない方がおられるという話も聞いておりますが、それがどういうことなのかどうか。等価交換ということに納得できないのかどうかと、何人の方が同意されていないのか、お尋ねします。

○須藤委員長 副市長。

○滝本副市長 今のお話ですけれども、個人個人の話はちょっと避けたいと思いますが、数字的に申し上げますと、現在のところ、個人が分かってしまうのであまりあれなんです、数だけ言います。1人の方が反対ということを表示していらっしゃいます。もう一方、今交渉中という方がいるんですけども、その方につきましてはこの間お話ししまして、よい方向で考えていただけるといふ返事をいただいておりますので、その方は大丈夫かなというふうに思っております。現在はその2名の方がいるということでございます。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 これは金額のことなんですか。場所のことなのかな。名前とか場所は構わないんですけども、どういったことで合意できないのかどうか。そして、その来年度以降の交渉によって可能性はあるのかどうかということをお聞きします。

○須藤委員長 副市長。

○**滝本副市長** 共有者協議会でのお話になりますけれども、なぜという部分は、一番分かりやすいのは先ほど質問に出ました鑑定評価の件につきまして、疑義を抱いているというような感じでお話でございました。それは、なぜ複数の鑑定業者から取らないんだということをおっしゃっていました。通常、鑑定評価につきましては、業者を選定する際にはあちこちの業者さんを選んで、3者、4者、5者を選んでその中からどの業者が適切かなということを選んで、最終的に皆さん1者から鑑定評価を取って、その鑑定に基づいて行動していくというのが通常です。例外はもちろん、本当に例外はありますけれども、ほぼそうでございます。

鑑定士さんというのは国家資格を持った方で、それなりの手法をもって国に認められたやつで鑑定するわけですから、その鑑定をたくさん取ることによって、じゃあ市が最低の価格の鑑定で交渉したとして、それで成立しなかった場合どうなるんですかということも懸念としてはございます、当然。なので、最適な部分はどうかなと。それが一番分かる人はどうかなということで、先ほど関課長が答弁したような内容になっていくということでございます。

以上です。

○**須藤委員長** 利根川委員。

○**利根川委員** 等価交換ということですから、市のほうとしてはお金を払うことなく交換することによって、基本的にそういったことで話合いを進めているんだと思うんですが、なかなか話がまとまらない場合に、その方だけプラスアルファするなんていうことは当然ないとは思いますが、ちょっとそのことについて確認したいと思います。

○**須藤委員長** 副市長。

○**滝本副市長** それはもう皆さんに公にしての話ですので、その後変えるということは基本的に、基本的にというか、ないということをお断言させていただきたいと思います。

例は、先ほど等価という話をしましたけれども、税金通常かかるんですけれども、それは公共施設、公共が関わることで、国あるいは県と交渉した中でそれは税金がかからないという部分も返事をいただいております。そういった中で等価といいますか、そういうことも附属としてあるということでございます。

以上です。

○**須藤委員長** 利根川委員。

○**利根川委員** 税金含めて等価交換ということですか。

○**須藤委員長** 副市長。

○**滝本副市長** 等価で交換しますけれども、その交換が売買と同等の意味合いがあるということですので、売買したと同じときの税金がかかるということでございますけれども、それは今回はないということでございます。含めての価格になっています。税金も含めてといいますか、含めてという言い方はちょっとあれなんですけれども、皆さん、例えば私が売ったときに10万円で購入して税金かかればその中から出しますけれども、その出す部分が要らないというふうに理解いただければいいと思います。

○**須藤委員長** 利根川委員。

○利根川委員 先ほどの16万人の来訪者ということなのですが、この調査方法自体がどのような調査をしたのか。その当時の計画からですね、例えば土浦の駅ビルなんかはほとんど店舗だったものが、これが全部なくなったわけですね。ですから、店舗を入れてこれだけ人が入るのかどうか、これ16万人というのは4階部分だけだというふうに思うんですけども、そこら辺の具体的な計画と、それとどういうところを調査してこの人数が出たのかということをお尋ねします。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○関創生プロジェクト推進課長 お答えをいたします。

こちらの想定来場者数の試算の方法なんですけれども、基本的には単位面積当たりの混雑度ということで利用人数を算定しております。先ほども御答弁いたしました、それぞれの施設ゾーンでどのくらいの方々が利用されるかというものの積み上げの結果でございます。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 ちょっとよく分からないんですけども、その調査はどういう形で調査をしたのかということ。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○関創生プロジェクト推進課長 こちらにつきましては、混雑度表というものを使いまして、評価基準Cレベルを採用、平米当たり0.57人という基準を用いまして算出してございます。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 私は図書館ということで土浦なり東京の武蔵野市などいろいろ、図書館がどれだけ誘致能力があるかということで、土浦の場合は100万ですね。それからいくと到底少ない感じになるんですが、実際に想定した人数が行くというふうには到底思えないんですが、これだけの、今いろいろな0.57という形のものを出されたそうなんです、しかしこれを全国的に見た中での調査なのかというのが、ただそこに出ている文書だけを基に出したようなものにしか受け取れないんですね。そこにいる、施設をつくるに当たってどの程度なのか。場所的にいえば4階ですから、わざわざ4階まで行かなきゃならないというところがあるので、ほかから比べると相当ランク、だからCランクになっているのかも分からないんですが、そこら辺のところと細かな内容について、全て調査されたのかどうか、お尋ねします。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○関創生プロジェクト推進課長 お答えいたします。

こういった来場者総定数という試算の仕方には幾つか手法があるとは存じますが、今回基本構想・基本計画の中で想定いたしました試算の方法につきましては、先ほど御説明しましたとおりでございます。

以上です。

○須藤委員長 それでは、このエスカード牛久ビルの利活用を図る及び公共施設を整備する、こ

の点については以上にしたいと思います。よろしいですね。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

引き続き、長田委員。

○長田委員 57ページ、0114、予算案の概要のほうでは13ページのデマンド型公共交通サービスを実施するについて質問いたします。

市民の方から利用料の引下げについての声が大変多く出ている事業ですが、今後の実施ビジョンはどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

○須藤委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 ただいまのデマンド交通についての御質問にお答えいたします。

デマンド型交通はうしタクですけれども、令和2年度より事業を開始したところでございます。現在、様々なデータを収集中でございまして、利用される方々の目的地、それから集中する利用時間帯、配車のデータなどを分析した上で、より効率的な運行ができるよう今後改善に努めてまいりたいと思います。

また、先ほど利用料金について議員のところには御意見が寄せられているということでしたが、市のほうにはあまり入ってきておりませんのが実情でございます。

以上です。

○須藤委員長 ただいま長田委員から出ましたデマンド型公共交通サービスに関する質問、関連する質問がおりになる方は挙手をお願いいたします。利根川委員。

○利根川委員 来年度が3,900万円、約4,000万円くらいですね。この根拠をお尋ねしたいと思います。

それとまた、その上にあるボランティア移送サービスとの関連、これももう少し詳しくお願いしたいと思います。

○須藤委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 デマンド交通については現在7年間の契約で委託をしております。毎年この3,900万円の経費がかかるということで、平日の9時から5時までタクシーを3台確保して、なおかつ予約センターの運営費用、これらを含めて年間でこれだけかかるということでございます。将来的に台数が増えるとなると、さらにかかってくるのが予想されます。

また、ボランティア移送サービスにつきましては現在3地区で開始されておりますが、ちょっと今年度につきましてはコロナの関係で一時運休をしていたりしております。

公共交通の計画では、それぞれの地域というか市内にいろいろな移送サービスがあってもいいということで定めておりまして、利用者の方が利用しやすいものを選択できるよう、ボランティア移送サービスについてはこれまで実施していない地区からですね、もしやりたいという相談があればまた御相談に乗りながら実施の支援をしていただくつもりでございます。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 デマンド型の公共交通の約4,000万円ですね。これはタクシー3台ということですが、もう少し具体的な内容は分かりますか。

それと、それに伴って上のボランティア移送サービスのほうの1社が今休業しているんですか。3地区で営業されているのか、3地区のうち1地区が休業されているのか。そこをもう少し詳しくお願いします。

○須藤委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 デマンドタクシーのほうにつきましては、1日当たりタクシーの借り上げ料が2万数千円かかっておりまして、ワゴン車が1台含まれておりますので、そちら普通車よりも二、三千円高くなっております。

あと、ボランティア移送サービスについては、岡田小地区社協については現在休止している状況で、牛久二小地区社協それと向台小地区社協が週何回かずつ動いている状況でございます。

○須藤委員長 以上で、このデマンド型公共交通サービスを実施する事業についての質疑はまとめたいと思います。

それでは、次、質問のある方、挙手を願います。山本委員。

○山本委員 まず、では市長公室のほうで広報政策課をお願いいたします。ページ数でいくと45ページです。下のほうです、0101、広報うしくを発行するということで、今1日号が行政区のほうにお願いしていて、15日号がポスティングだと思っております、それぞれの発行部数をお伺いしたいと思います。

それから、各施設にいろいろ置いてくださっていると思うんですが、その部数もお伺いしたいと思います。

それで、今若い方たちはみんなスマホで見たりして、紙媒体で見ない方も増えているのかなというのが想像できる場所なんです、自治会に入っていない方も増えてきているという中で、公共施設に置いている部数の残っている部数、そういうのを見極めながら今の状況、広報紙とスマホによるような広報とのかをどういうふうを考えていらっしゃるのか、今後のことも含めてお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 広報政策課長。

○植田広報政策課長 広報政策課植田です。よろしく申し上げます。

令和3年度ですが、1日号3万3,000部、15日号3万7,000部の発行を予定しております。各施設への設置部数ですが、公共施設、外部施設の配布の総数ですが、1,900部となります。また、施設への設置の残数、こちらにつきましてはその月によって違いますが、30部から50部ほどの残部があります。

今後のデジタルデータとの併用ということで、スマホを使ってる方が多くなっているということですが、最近ではそのスマホなどで情報を得る方も増えてきているので、まず広報紙にも二次元コードを用意しまして関係サイトに案内できるようにしております。

また、広報紙を様々な媒体で閲覧できるようにしております。その中からいつでも自分が必要

としている情報をピックアップして活用していただきたいと思っております、そのような形を取らせていただいております。

その情報発信の媒体、いろいろあると申しあげましたが、広報紙のほかにSNS、これがフェイスブック、LINE、ツイッター、メルマガ、FM-UU、あと電子書籍のポータルサイト「ibaraki ebooks (イバラキイーブックス)」、行政情報アプリのマチイロ、この2つとは協定を結んでおりました閲覧できるようになっておりますので、御活用をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 1日号が行政区で、15日号がポスティングということなんですが、区長さんの負担とか考えますと両方ともポスティングにしているところとか、近隣の自治体の状況を分かれば教えていただきたいんですが、あと最近1日号だけにして15日号をなくしている自治体もあったとたしか覚えがあるんですが、その辺の近隣の状況をお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 広報政策課長。

○植田広報政策課長 まず近隣の状況ですね、そちらに関しましては、近隣も今のところ月に2回出しているところというのは多うございます。つくば市がタブロイド版で月1回ということで今発行をされているかと思ひます。

もう一つですが、ポスティングの考え方としまして、確かにポスティングで2号とも、1日号も行うというのは確かに考えられることではあるんですが、ただ、金額もさることながら、1日号、行政区長にアンケートを前に取らせていただいた結果なんですが、引き続き行政区で配布したいという回答が全体の76%あったと聞いております。こちらが経費のことだけではなくて、広報紙を配ることによりまして独居高齢者の安否確認とかにも、あと相談相手にもなることから、そのような形を今も取らせていただいております。

○須藤委員長 山本委員から出ました広報うしくを発行する、この事業に関する関連質問のある方は挙手をお願いします。では、利根川委員。

○利根川委員 SNSで見る、ホームページから検索するという事なんですけれども、検索システムというのがあるのかどうかということを確認したいんですが。

○須藤委員長 広報政策課長。

○植田広報政策課長 ホームページの検索システムということでよろしいかと思ひますが……

○須藤委員長 着座のまま暫時休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時30分開議

○須藤委員長 再開いたします。

市長公室長。

○吉川市長公室長 ホームページについてはページ検索がありますけれども、今のお話ですと広報紙の中の記事を閲覧するために検索があるのかという御質問かと思ひますけれども、それに付

いてはございません。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 この下のほうのホームページのほうにも行ってしまおうんですが、非常に市のホームページは見づらい。結局いろいろな広報紙から出る情報がですね、広報紙を見るしかない。そうすると、何ページも開いて見るわけですね。例えば保険のこと、教育のこととか何とかという形で何年の何月号にはこういう記事があるというような検索システムですね、そういったものはないということで、今後の計画としてそういう計画はないということでいいでしょうか。

○須藤委員長 広報政策課長。

○植田広報政策課長 お答えいたします。

ただいまホームページ内で広報紙の閲覧ができるようになっているということですが、ただそれはPDFで読み取っておりますので、そのページ内検索というのが今できないような形ではあります。

ただ、毎月なんですけど、広報紙を入力しますとトピックスとか新着情報のほうに出るようになっておりますので、そちらから最新という形で見ていただくという形にはなってしまいます。

○須藤委員長 暫時休憩と思いましたが、市長のほうから……では発言を許します。市長。

○根本市長 休憩前で私からの発言、お許してください。

今年の予算の編成につきましては、昨年からの税収は減るという前提で私たちは臨んでいます。7億円減りました。そういうことを想定しながらやっておりました。でもその中でもいろいろなこれからどういう補助がつくかということ職員に言いました。できるものを、その補助金をすぐタイムリーにもらうようにするにはどうしたらいいかということで、やはり様々な比較を常に行っておかなければいけない。

1つのいい話はタブレットです。タブレットも11月に学校にできましたけれども、そのときも学校関係はそういう、来たとき、どういうことで何人とかどういふものでやるようにしなければすぐ予算できないということで、そういう用意をしたからこそ11月にできたということがあります。

あと、床のWi-Fi等のものもございました。本当は牛久で単独でやる予定でございましたが、5年間のリースで。ただそういうものの予算が見つかりましたので、それを充当することによって、来年度なんですけれども約5,000万円くらいの経費が削減できたということでもあります。

今まさしくどういうことが、補助金なんかもあるかと分かるようにすぐぽっと出てくるようなものもございます。それについても今コロナ対策ということで、すぐ対応できるようにしております。ですからエスカードもそうなんですけど、いろいろなことを想定しながらやっておりますので、非常に工事とかそういう対策だけに追われて、そういう工事が非常に少ないということで、タイムリーな予算も取れそうだと話を聞いております。そういうことで、我々予算編成しているわけございまして、そういうことで私は進めてまいりました。

あとそれから、僕も今いろいろなことでエスカードにしてもシャトーについても、この前エスカードで私行ってまいりました。出店するお店の方も今大変だねという話をしながらもう少し頑

張ろうねという話をいたしました。都市開発株式会社のほうも今家賃を非常に安くして、なるべく負担がかからないようにして昨年からやっております。ですから、土地開発のほうの体力も少し奪っています。ですから、そういうこともございます。そういうことで、対策ということをしっかりやっつけていかなければいけない、しかし予算もしっかりやっつけていかなきゃいけないなということでございます。

コロナ対策の、皆さんも御存じかと思うんですけども、新型コロナウイルス感染症防止対策補助金というのがございます。これは総額で1億円でございます。1億円、何かあったらこれでおしまいですよという、200件の1億円と決まっていますが、ただこれが牛久はあまりにも多くて、現在で、私はそういうもう打切りじゃなくてもし本当に困っている人がいれば、1回しかないのかなということで、来た人を受け付けようということで3月いっぱいまで受け付けるようにいたしました。これが件数で約494件となり、お金も非常に、1億8,000万円ほど余分に出てしまうということもございますけれども、でも今までの牛久にいろいろな対策費がありました。そういうことでそのお金を集めてこれに充てたらどうかなということで、ですから、県からの、それから国からの1億円でございますけれども、その上乗せを牛久でしようということでやっております。

社協でもこういうことをやっております、社協のほうは無利子の貸付金がございます、これが約680件。これも総額でいくと1億8,000万円くらいのまたこれもございまして、そういうことを社協のほうでもやっております。ですから、この対策にタイムリーに対応しようということでやっております。

私も実はコロナ対策で言いますと、今回予算にのっていませんでしたけれども、もし夏までに終息するのであれば、市民プールを無料で開放しようということで私は計画していました。また、運動施設にしても今まで思う存分できなかったんだから、無料で時期を半年くらい無料でいいんじゃないかなという話を職員ともしております。

また、高齢者がなかなか家で籠もったきりなので、今牛久ではたまり場補助金というのを出しています。ですから、このたまり場補助金も若干上乗せして。また、そういうやっていないところにもこういうのがありますよと、こういうことで高齢者地域の皆さんがこれを利用して楽しんでくださいということもやろうと思っているんです。

ただ、まだこういう、何ていいますか、感染病がなかなかまだちょっと十分でないということなので、これもいつできるかなということで、早ければ11月でもいいのかなんていう話もしています。ですから、こういうことを今私たちは市民に向けてどんなふうな要望があるのかなということ考えております。

そういうことをしながらも今コロナ対策でございますけれども、そういうちょっと、予算委員会ではちょっとずれた話かもしれませんが、そういう中で私たちはやっている状況でございます。

皆さんにも分かるかな、これはまるっきり予算と関係ありませんけれども、ちょっと近隣の市で様々な事件があったようでございます。あるうわさでは牛久はどうだということをちょっと私

も、ええっという話も来たんですが、そういう予算と関係ありませんけれども、ただ、そういう皆さんにもあるのかななんて聞きながら。そして、ただ、私も非常にそういう人が私にいろいろな意見を言うてくる人がいるという話です。ただ、御意見は私は聞きますけれども、それから指示されることは一切ございませんので、この場をお借りしましてそういうちょっと、違う話かもしれないけれども、私からの話でございます。

以上でございます。

○須藤委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 先ほど、利根川委員への御答弁でちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

先ほどのデマンドタクシーの経費の部分で、1台当たりの借り上げ料を申し上げましたが、セダン型1日当たり2万2,550円、あとワゴン車については2万4,750円でございます。訂正をお願いいたします。

○須藤委員長 審議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開は14時50分といたします。

午後2時39分休憩

午後2時53分開議

○須藤委員長 それでは、審議を再開いたします。

山本委員。

○山本委員 それでは、経営企画部の財政課のほうにお尋ねしたいと思います。

何ページというわけじゃなくて市債の状況をちょっとお尋ねしたいんですけども、前回の予算委員会の折に毎年19億円を目安として借入れを行う、そういう推計計画を立てているという財政課長からの当時お話でした。それに比べて令和3年度、今年度は市債が27億7,900万円となっていて、その中で償還額が19億円ということで、市債が随分8億円くらいですか、上回っているという結果になっています。この点はどういうふうにお考えになっていらっしゃるのかというところをお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 ただいまの御質問にお答えします。

市債につきましては、委員おっしゃるとおりこれまでもそうでございますけれども、でき得る限り元金償還額以内を上限として発行額を抑えること、また、普通交付税の基準財政需要額に算入される事業債を優先的に選択することを念頭に置きまして、予算措置をしております。

令和3年度におきましては、これまで微増してまいりました市税が約7億円落ち込み、その他の経常一般財源も併せて落ち込むとともに、地方交付税におきましては国と地方の折半ルールが復活されたことなどによりまして臨時財政対策債につきましては、まず5億5,250円増の15億円を見込んでございます。

元金償還額からこの臨時財政対策債の額を除きますと、令和3年度の元金償還額以内に借入額

を抑えた場合につきましては、他の各事業債として予算措置ができる額につきましては4億7,000万円となります。

このような中、おくの義務教育学校の公社一体化が補助金の関係上、5年以内に建設しなければならない中で、エスカード牛久ビルの公共施設利活用の整備費も含めました牛久駅周辺の整備や、中央生涯学習センターや中央図書館の改修、猪子住宅の建て替え、防災無線の更新などの老朽化による大規模改修につきまして事業の先送りをした場合に、例えば駅周辺のにぎわいづくりの創出が図れないことや老朽化対策が遅れることにより、より事業費がかかるおそれがあること、また施設の使用に影響が出た場合には市民サービスの低下につながることから事業採択を行いつつ、これまで国に対して令和元年度、先ほど御説明ありましたけれども、令和元年度から令和5年度までの整備計画を国に対してつないでまいりました都市構造再編集中支援事業補助金をはじめとしました補助金の有効活用や継続費を設定しながら、事業費の平準化及び事業費の圧縮を図りながら借入額を少しでも少なくするよう予算措置を行ったものでございます。

以上でございます。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。心配するのは、よく言われる財政の硬直化という言葉が使われますが、さっきも市長がおっしゃったように7億円減ってくる中で、そういう硬直化が起らないのかなというのが私は心配なところなんです、その点はどうお考えでしょうか。

○須藤委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 財政の硬直化につきましては、公債費だけではなくて、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費、また物件費、維持補修費、補助費等も含めまして経常的な経費を下げなければならないと考えてございます。

確かに、公債費一つを取れば今回伸びてはございますけれども、あわせてこれまで課題となっております物件費等の削減も必要なものと考えておりますので、総合的に見て減らしていく、もしくは逆に歳入のほうを伸ばしていく努力というのもしなければならないものと考えてございます。

以上でございます。

○須藤委員長 ほかに起債及び市債発行、財政運営、これについて質疑のある方、挙手をお願いいたします。市川委員。

○市川委員 お願いします。財政運営ということでお聞きします。

市県民税が今後減少、これ多分税務課とかも絡んでくると思うんですけども、減少してくるのが予想されます。その中で、扶助費等々は上がっていくと思います。今後、現段階では牛久市の財政運営としていわゆる100を基準としたときに、この令和3年度は何%になるのか。

今後の5年間、財政担当課としてどのような推移をしていくのかなというのをお聞きしたいと思います。

○須藤委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 市川委員の御質問にお答えします。

まず、市民税等につきましてはまだ試算のほうは私たちももらってございませんけれども、急激なV字回復というのは望めないという形は私たちも認識してございます。

そのために先ほど申し上げたとおり、各種計上できない一般財源を用います事業費というものはやはり財政課だけではなくて、庁舎内の職員一人一人がまず認識しないと下らないものと思っております。予算のほうはこちらで案を作成いたしましたけれども、執行段階でもそのところは見ていかなければ下らないものと考えております。ですので、これまでもそうですけれども予算の編成段階、また予算の執行段階、両方の段階で厳しい目で見たいと考えてございます。

また、今後の5年間ということでございますけれども、そちらのほうは総体的なものは出しておきませんが、先ほども山本委員のところでもお話ししましたけれども、今後の投資的経費事業につきましては大きな事業を捉えておきまして、なるべくそれを平準化していかなければ予算編成ができない、ということは考えております。

以上でございます。

○須藤委員長 市川委員よろしいですか。はい。遠藤委員。

○遠藤委員 私のほうからも財政の問題について伺いたいと思います。

地方交付税、これが今回のこの概要の中でも減額ということになってはいますが、一応地方財政計画では必要な財源を不足を基本的に確保と聞いておりますが、その辺についてどうなのか伺います。

それと、国庫支出金なんですが、前年度並みに今回計上されているというところなんですが、この算出根拠はどうかというところ。

それと、臨時財政対策債なんですが、地方交付税の今年度の補填という役割もあると思うんですが、その辺の補填というのをされるのかどうか、その3点について伺います。

○須藤委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 3点の御質問にお答えします。

まず、地方交付税でございますけれども、令和3年度の地方交付税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税収入や国税5税の法定率分が大幅に減少する中、財源不足につきましては国と地方の折半ルールが該当されておきまして、国におきましては地方交付税の財源として法定率分として1兆5,912億円、一般会計におけます加算措置分として2兆1,915億円、特別会計分としまして1兆8,473億円、合計で1兆7兆4,385億円と前年度比5.1%増として財源が確保されてございます。

今回の減少となっているものとしましては、普通交付税は伸ばしてございますけれども、大きな要因としましては、令和2年度で予算を組んであります中では、地方交付税、龍ヶ崎地方衛生組合の基幹的整備改良工事が令和2年度に終了したことによりまして、震災復興特別交付金を減額したことにより、総額では減額となっております。

ただ、普通交付税につきましては、試算といたしましては今年度の交付額、国に対しまして国では出口ベースは5.1%ですけれども、今年の令和2年度、出口ベースは2.5に対しまして、

都道府県が3.9、市町村が0.9という結果になりましたので、その結果を受けまして牛久市の試算では2.5%増という形で考えて試算してございます。

続きまして、国庫支出金の関係でございますけれども、補助金のほうは、委託金のほうは伸ばしてございますけれども、前年並みというのは多分国庫負担金の部類だと思いますが、国庫負担金の場合につきましては、障害者への給付、また児童手当、児童扶養手当ですね、また生活保護費の給付に対するものとありますけれども、令和3年度の試算におきましては、それぞれの事業費がそれほど伸びてこなかったということから、前年度並みというものになっていると思います。

3点目でございますけれども、臨時財政対策債の後年度の補填はされるのかということでございますけれども、臨時財政対策債の元利償還金につきましては、その全額を後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入されるものとなっております。

委員も御存じのように地方交付税につきましては、基準財政収入額と基準財政需要額の差額に基づき交付されるものとなっております。臨時財政対策債の借入額の全部は算入されますが、その全部が補填されるものではございません。

以上でございます。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今、課長のほうからいろいろと財政のことについて、国との関わりなども含めて御説明がありました。特に令和2年度とそれから今度の令和3年度、一体的な財政計画というか、国からもそのような話が出ていると思います。その辺で、コロナ関連が多分この中には多く含まれるのではないかと思うんですけれども、そういうような一体的な今度の財政運営をしなければならないというところでは、担当として今度の3年度の予算ではどのように算定されたのかを伺いたいと思います。

それから、臨時財政対策債、確かに算入されているというお話はよく聞くんですが、実際にこの対策債といえどもこれは市債の一部ではないかと思うんです。その辺を市のほうの担当として今後どういうふうを考えていくのか、伺いたいと思います。

あと、地方交付税のほうにつきましては、確かに今の予算の中では少し増えています。地方交付税0.8%、前年度に比べて増えているということなんですが、この辺の状況をもう少し詳しく説明をお願いします。

○須藤委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 まず一体的な予算をという形でございますけれども、確かに国のほうは15か月予算ということで令和2年度第3次補正予算と令和3年度の当初予算と併せてそういう形を言っておりますが、予算の原則からすれば基本的には単年度予算という形になります。とはいえども、例えばコロナのワクチン接種の予算につきましては、令和2年度の補正予算から始まりまして令和3年度の予算のほうにも継続してのせる状況です。これは準備のほう、牛久市はいち早く取りかかれるように進めましたし、医師会とのほうの折衝も早くできる、そういった形から早めに令和2年度の予算措置もいたしました。令和3年度におきましては実際の接種はこれから始まるわけですが、そちらのほうもスムーズにできるような形もそういった意味では2か年続けた予

算という考えはあるとは思いますが。ただ、先ほど言ったように単年度予算という形がありますので、ちょっと国とは考えが違うのかなとは思っております。

あと2点ですね。臨財債でございますけれども、確かに起債の借入れという形は確かにそのとおりと思っております。ただ臨時財政対策債に関しましては、他の事業債、確かに交付税措置あるものを優先的に借り入れてございますけれども、100%算入というのは臨時財政対策債と3月補正にものせております減収補填債、減収補填債も全て100%ではなくて一部75%であったり、半分以上は100%でございます。そういったものしかございません。ですので、起債の考え方からすれば、まずは臨時財政対策債の借入れを考えなければならないと思っております。

ただ、そうといっても借入れが増えればどんどん指数のほうも悪くなってくるとは思いますので、公債費比率もしくは公債費負担比率、また経常収支比率等々の指標を見ながら今後の借入額、また先ほど御質問ありましたとおりに原則としては元金償還額内ということは念頭に置きながら考えていきたいと思っております。

また、臨時財政対策債につきましては、経常収支比率の計算上は一般財源扱いとなりますので、他の事業とは異なりますのでよろしく願いいたします。

それと、地方交付税につきましては、今回基準財政需要額、先ほど臨時財政対策債のほうは入りますけれども、併せて基準財政収入額、今回市税のほうが約7億円等々落ちていきますので、その約70%は基準財政収入額のほうで落ち込むことは予想しております。

ただ、牛久市だけではなくてほかの市町村のほうも当然落ち込みますし、今回国のほうで伸ばしている分はその落ち込みを見ているけれども、先ほど申したとおりに財源分としては国と地方の折半ルールというものが今回適用されています。というのは、お金が足りない分を国でも地方交付税の財源として半分用意するけれども、半分は臨時財政対策債で賄って欲しいよというのが折半ルールでございます。ですので、その分も含めまして臨時財政対策債を今回5億5,000万円ほど伸ばしている。一方で地方交付税のほうにつきましては2.5%ほどを伸ばしているという状況でございます。

以上でございます。

○須藤委員長 ほかに。利根川委員。

○利根川委員 臨時財政対策債についてお尋ねしたいんですが、基本的にはこれは法的に言えば地方交付税に補填するという形で国が保証するということができたわけですが、実際にそうなっているのかどうか。これは当然なっていないと思うんですが、これを1点確認したいと思います。

○須藤委員長 着座のまま暫時休憩で。

午後3時50分休憩

午後3時51分開議

○須藤委員長 再開いたします。

財政課長。

○糸賀財政課長 それでは、臨時財政対策債の御質問にお答えします。

まず、基本的に地方交付税の補填でなっているのかということですが、算入的には全額という形で基準財政需要額に算入されますのでその部分についてはなっていると思いますが、実際の交付として考えれば、全額補填されているものではないと思います。

以上でございます。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 今年度の総予算が約280億円、臨財債含めて借金がその10%ですね、27億円。これはこれまでのあれから行くと、非常にある程度問題があるというふうに思うんですが、この臨財債、基本的にさっき課長が言った基準財政需要額に組み込まれる、組み込まれるだけのお金は入ってこないんですよね。国が勝手にそのプラスアルファしているだけであって、市のほうの財政に何ら潤いももたらさないものということになると、この臨時財政対策債というものの自体が、基本的には牛久市が全額払わなきゃならないというふうに理解してよろしいですか。

○須藤委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 再度の御質問にお答えします。

臨時財政対策債、全額牛久市が払うのかということですが、先ほど申し上げたとおり基準財政需要額に算入されて、その差額、基準財政収入額と基準財政需要額の差額で地方交付税が交付されていることを考えれば、全額が牛久市分としては考えてございません。一部につきましては国から補填されているという形と考えてございます。

以上でございます。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 臨時財政対策債、基準財政需要額、収入額にと言うけど、これは市が基準財政需要額を決めるわけじゃないですよね、国が決めるんですよね。そういうことであっては国の調子いいようにやっているだけであって、もう少しはっきり言えば実際には臨財債は全て牛久市が負担しなければならないような状況になっているというふうに思うんですが、今の答弁ですとそうではないというんですが、もう一度ちょっと確認させてください。

○須藤委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 確かに国のほうが交付税の財源が全部用意できて交付されることが一番望ましいとは私たちも考えてございます。ただ、今の段階では先ほど言った折半ルールであったり、その部分を臨時財政対策債のほうで措置しますよということがありまして、その財源不足部分は確かに先ほどから利根川委員も言っているとおり基準財政額には算入するけれども、全額は補填してないだろうという議論は、当然ながら牛久市だけではなくてほかのいろいろなところで議論がなされているところでございます。

ただ、先ほど来申し上げているとおり、全額牛久市が払っているかどうかといいますと、基準財政需要額に算入し、基準財政収入額の差額、普通交付税が交付されることを考えれば、その一部は補填されているということで考えなければならないと思っております。

以上でございます。

○須藤委員長 ほかに。山本委員。

○山本委員 いいですか。あと1問ということで。財政課なんですけれども、今年度の予算編成方針の中からお伺いしたいと思います。歳出経費の削減については、コロナウイルスの影響により歳入の大幅な減少が見込まれるため、全ての事業において見直し、もしくは再構築を図り、効率やニーズの低い事業については大胆な廃止も含めた見直しを行うことというような文言が書かれています。具体的にこれに沿ってどういった事業が見直しされたのかというところをお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 令和3年度の予算の査定段階で見直した事業ということでございますけれども、まず1点目は、これは一般質問でもお答えはしましたけれども、これまで複数になっておりました各課の全戸配布物です。例えばすこやかであったり、ポケットガイドであったり。そういったものをでき得る限り広報紙に集約しまして情報発信することで、市民の皆様により分かりやすく情報提供することができるよう、広報紙に関する予算を増額してございます。

また、生涯学習センターにおけますオンラインでの講座開催。これは令和2年度の補正予算でズームを利用した環境を整備してございますので、そういったものの活用や、これは令和2年度の3月補正と令和3年度の予算と重複してございますけれども、テレワークも対応可能なシステム導入及び分散勤務が容易に可能となるよう無線LANの導入など、コロナ禍におきましてもサービスの継続が可能となるよう事業を採択してございます。

以上でございます。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 それで、コロナになったということで皆さん今これ本当に長く続いていて、特に高齢者の方などは家に閉じ籠もって足腰も弱ってきているというお話を聞くんですが、今後まだ長くなるであろうこのコロナの生活の中で、何もかもをやめるわけではなく、健康についても考えながら市民サービスという意味で増やしていかなければいけないものもあるのかなと思うんですが、そういったところはどういうふうにお考えになっているか、お伺いします。

○須藤委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 委員の再質問にお答えします。

確かに委員おっしゃるとおりにコロナのこの状況が続いていまして、いろいろなところでストレスとかそういったものがたまっているとは思っております。そういった中で、例えば高齢者対策といたしましては、これは令和2年度のほうの予算になりますけれども、かっぱ体操のDVDの配布であったり、令和2年度から3年度にかけては、武道館でのコロナウイルス感染症の影響によります運動不足の解消と、健康に寄与するということを目的にスタジオプログラムを既に実施してございます。

ただ、これだけではなくてですね、確かに参加するという形も重要だとは考えてございますけれども、逆に民生委員さん、また地域での見守り活動がこれからますます重要になってくるのかなとは考えてございます。

以上でございます。

○須藤委員長 よろしいですか。「はい」の声あり）山本委員の3問目の質問、予算編成方針についての質疑がございました。これに関連して質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。利根川委員。

○利根川委員 基本的に非常に大きな問題で、市長も課長のほうもこのコロナ対策ということでいろいろ出されているんですが、市民の立場からするとPCR検査を実施してもらいたい、特に何か所かの保育園でPCR検査陽性という方が出たりしている状況の中で、特に職員、教員とかそういったところを全員PCR検査をやる、団体でやるということで、そうするとそこに通っている子供、保護者が非常に安心する。今回も1件保育園で出たようですが、保護者にしてみれば非常に心配なんですよ。ですから、特に牛久市の職員、それはもう来年度の予算の財政運営の中でコロナのPCR検査というものを重点的に、特に職員に対してはやるべきではないかと。団体でやると1検体2,000円くらいですよ。官公庁でもやっているようですし、これは団体専門でやっているPCR検査ですが、そういったものがなぜできないのかというところがね、今回の一般質問でもありましたけれども、来年度の予算編成の中で今第3波が終わるか終わらないか、これから第4波になる可能性もあるというふうに言われているわけですから、そういった中での来年度の予算編成の中で、特に公共施設、市の職員なり学校ですね、これをPCR検査を即時行う。例えば、学校、保育園、幼稚園等1,000人いたとしても200万円くらいでできるという中で、それがなぜできないのかというのが来年度の方針の中で見えてこないんですが、来年度の予算編成についてそういった議論をされたのかどうか。

○須藤委員長 これは副市長に伺ったほうがよろしいですか。副市長。

○滝本副市長 職員のPCR検査ということでございますけれども、それ以前の問題として、市民の方全員に対するPCR検査を行ったかどうかという議論もございました。その中で、市のほうとして答弁しておりますのが、これは専門家のお話としてある話なんですけれども、よろしいですかね……。

○須藤委員長 来年以降令和3年度予算編成に当たって職員のPCR検査をこの予算計上に当たって考えなかったのかという質問に対する答弁を副市長に求めております。

○滝本副市長 ということで、そういうことが前提としてのお話なんですけれども、さらにそのPCR検査の効能がそのときの検査結果にすぎず、次の日にはもうその検査がその人にとってコロナに感染していないということの保証にはならないということをお答え申し上げたと思います。ということからすれば、職員についても同じことが言えるんだろうということになると思います。なので、職員については来年度の当初予算には計上していないということになります。

以上です。

○須藤委員長 ほかに。予算編成方針についてその他ございませんね。それでは、山本委員の質疑はここで終了。

次の質問ある方、挙手を願います。諸橋委員。

○諸橋委員 コミュニティバスの運行を管理するについて質問させていただきます。これは経営

企画だからよろしいですね。

今後のコミュニティバスに関する牛久市の方向性と、今他市への乗り入れとかをやっていると思うんです、つくば市とかやっていたと思うんですけれども、それについての考え方と、あとこれは一般質問で出ていたかもしれないんですが、デマンド型公共交通との関連について、もう一度確認の意味でお聞かせ願えたらと思います。

以上です。

○須藤委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 ただいまのコミュニティバスについてですけれども、まず今年度ですね、コロナ感染の拡大に伴って利用者の大幅な減少がございました。これまで年間30万人に届こうかという利用者の方がいらっしゃったんですけれども、毎月1万人減りまして、今年度末の見込みで大体18万人の利用ということでございます。まず今年は感染状況にもよりますけれども、こちらの利用者の回復を念頭に置いていろいろ広報活動であるとかやっていきたいと思っております。

また、今年度開始いたしましたひたち野うしくルート、こちらが昨年10月からだったんですけれども、ちょっと利用者の伸び悩みがございます。今のところ1便当たり1人乗っていないような状況でございますので、こちらをまずてこ入れということで今度の小中学校の春休み期間です、無料で乗車できるようなキャンペーンを企画してございまして、広報紙などでお知らせをしております。

そういうところで、合計6台で現状の10ルートを運行しているわけなんです、ますます皆様に御利用いただけるようにいろいろなことを考えてまいりたいと思います。

また、この中で広域的な部分ということでつつじが丘ルートで乗り入れておりますつくば市の停留所、こちらについてはある程度つくば市の方の御利用も定着していると思われまので、続けていくことを予定しております。

それと、コミュニティバスとデマンドタクシーの考え方についてなんですけれども、コミュニティバスのほうは決まったルートを決まった時刻に走るバスでございます。そちらの線と、やはりデマンド交通、ドア・ツー・ドアでございますので、これら両方を両輪の軸として、市の行う公共交通の両輪として今後もやっていく考えでおります。

デマンドのうしタクについても4月からは広域的な部分で、龍ヶ崎市の済生会病院への乗り入れが決定しております。こちらは龍ヶ崎市のほうに協議を申し入れまして認めていただいた部分でございまして、現在そのほかのところへもちょっと、まだ決まっていないんですけれどもお話をしている状況でございます。

以上です。

○須藤委員長 それでは、このコミュニティバスの運行を管理する、この件についてほかの委員の方、質疑ありますか。鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 今の質問に関連して質問させていただきます。

乗客数の少ない路線への対策ということで、ひたち野うしく運行ルートの対策については今、

春休みの無料の乗車というお話も聞きましたが、その後いろいろなことを考えているということなんですが、具体的にどんなことを考えているのかということ。

それから、今後運賃を値上げする予定について検討しているのかどうかについてお聞きしたいと思います。

○須藤委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 まず、コミュニティバスの様々なことということで、毎年お試し乗車券というのを各ルートの付近にお住まいの方々に地区を定めて行っております。これは4月と12月の広報紙と一緒に配布しているんですけども、そちらは継続でかっぱ号を知ってもらうということでお試し乗車券、2回使える分がチラシと一緒に入っております。

それと、以前にも行ったんですが、やはり今お家に自家用車があるとなかなかお子さんたちがバスに乗り慣れていないということで、小学校などでのバスの乗り方教室ですね。かっぱ号は乗ってからの後払いということで非常に簡単なんですけれども、路線バスの乗り方も併せてそこで周知しておりまして、そういったバスの乗り方教室、こういったことも考えております。

また、ひたち野ルートについてなんですけれども、大型スーパーにルート図であるとか時刻表の掲示、それから配布用のチラシ、こういったものも置いてもらっておりまして、同じようにいろいろなルートでもそのようなことも考えていきたいと思っております。

また、運賃の値上げについてでございますが、現時点では時期、内容ともに明確に決まっているものではございません。ただ、将来的には利用者の動向であるとか収支の状況などによって、適正な利用者の負担を求めるということで考えております。

以上です。

○須藤委員長 鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 そうしますと運賃については値上げというのは今は検討はしていないということで理解してよろしいんですか。

○須藤委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 現時点ではまだ時期、内容について検討はしておりません。

○須藤委員長 ほかにありませんか。遠藤委員。

○遠藤委員 先ほどコミュニティバスに関連してデマンドうしタクの考え方のところで、4月から龍ヶ崎の済生会に乗り入れるという御答弁がございました。同じページの有償運送、多分これは奥野地域のことを指しているのではないかと思うんですが、今まで地域の利用者の足として済生会とか阿見のほうの医大のほうに多分多くの方が利用していたのではないかと思います、この有償運送との関係はどうなのか、この辺をお願いします。

○須藤委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 デマンドタクシーと有償運送、これまで公共交通空白地有償運送と言っていたんですが、交通空白地有償運送というふうにはちょっと名前が変わったんですけれども、そちらについては、市の公共交通会議のほうでも様々にお話をいただきました。

て、デマンドタクシーを運行することによって牛久市内全域が対象ということになりますので、交通空白地有償運送の対象の交通空白地ではなくなるのではないかという議論もございました。

そういった中で、NPO法人のほうが令和3年度をもって、いろいろな諸事情がございましてその活動をやめるということがございまして、デマンドタクシーのほうで全域をカバーするというので、これまでNPO法人のほうで行っていました龍ヶ崎市の済生会病院と阿見町の東京医大茨城医療センター、こちらのほうへの運行もやはりできればしてほしいという利用者の方の声もございましたのでその辺について協議を進めていったところ、龍ヶ崎市においては乗り入れしてもいいという御返事をいただいて4月から行うものでございます。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうしますと、今までのNPOの方々との話合いがうまくできていて、令和3年度でやめるということの確認をされているのかどうか。

それと、料金的には今度うしタクになるとどうなのか、その辺はお願いします。

○須藤委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 NPO法人のほうで令和3年度をもって活動を終了するという事は、確認ができております。

それと運賃については、NPO法人のほうでの運行料金が1回500円ということでしたので、デマンドタクシーがうしタクになると乗り合いの割引がなければ多少上がる形にはなります。

(「高齢者」の声あり) お一人で高齢者割引等がない場合です。

○須藤委員長 よろしいですか。利根川委員。

○利根川委員 県南地域公共交通確保対策協議会広域バス実証運行負担金、これは江戸崎からひたち野うしくまで行くバスだと思うんですが、違うのかな。51ページ。(「960万円。江戸崎からひたち野うしくへ行っている」の声あり)

○須藤委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 県南地域公共交通確保対策協議会広域バス実証運行の負担金ということで稲敷市からひたち野うしく駅までのバスの負担金でございます。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 1日の乗降客は大体どのくらいですか。もう3年くらいになると思うんですが、平均的に何人か。

○須藤委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 現在の令和2年度の2月末までの合計で言いますと7,176名、1台当たりになりますと2.25人でございます。令和2年が今の状況で、令和元年については1万283人で、これは12か月なんですけど3.13人でございます。コロナの状況で若干減りました。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 実証実験でいつまで続けるのかちょっとよく分からないんですが、これは稲敷市

との交渉によってやられると思うんですが、私が見る限り昼間の部分は誰一人乗っていないですよ。2.25人、その前が3.13ですか。ということで今稲敷市のほうとどのような検討をされているのか。そしてどうやって利用客を増やすのかどうか。

何しろバス停が少な過ぎますよね。その地域を通る人たちもそこにひたち野うしくの駅まで行っているのを知らない人のほうが結構多いですよ。そういった中でどのような広報活動をしながら人員を確保するのか。ただお金を出していればいいということではないと思いますので、960万、1日平均令和2年度で2.25人、その前で3.13、まあ2人か3人しか乗っていないという形ですね、1台につき。ですからそれをいかに増やすかという努力は稲敷市のほうとやられているのかどうか。そしてまた、地域の人たちのアンケートも含めて意見を聞いているのかどうかをお尋ねします。

○須藤委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 まず稲敷市との協議についてなんですけれども、これは随時行っておりまして、毎年やはりどのような改善点が行えるか、常々話し合っております。昨年度については時刻の見直しをして高校生が使えるように、朝の時間に間に合うような時間に牛久から江戸崎、稲敷市に向かってあちらの高校に間に合うように。稲敷市の方が乗って牛久の高校に間に合うような時間設定に時刻を変えたりしております。

バス停については、これまで増やせるところは増やしたりしたんですけれども、バス停の新設というのが警察の指導によりましてかなり難しい状況になっておりまして、歩道のあるところ、また交通量も当然関係してございますし、ちょっとでもカーブしているところには置けないような、新設ができないような状況になっており、バス停の新設というのは非常に厳しい状況でございます。

それから、地域の方々が知らないということで、こちらの広報の不足のほうは感じております。今年、つい先日も地域の方に知っていただくために奥野地区の区長さんたちとかいろいろな方が集まる学校運営協議会のほうにお邪魔したりして、こういったバスがあるので御利用くださいということでのお願いをしてきたりとか、また各高校の入学の説明会、これは全県で路線バスの利用について行っていることなんですけれども、そういったキャンペーンで稲広バスについても書かれているチラシを新入学生に配付したりとかをしております。今後もいろいろな周知活動は考えていきたいと思っております。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 実証実験はいつまでやる計画なんですか。稲敷市との協議によってどの程度まで行くのかということを確認したいんですが。

○須藤委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 こちらいつまでというところについては、毎年毎年その費用対効果を念頭に置いた上でこのバス路線の重要性、そういったことも考えながら継続については検討をしております。

以上です。

○須藤委員長 着座のまま暫時休憩いたします。

午後 3 時 4 3 分休憩

午後 3 時 4 4 分開議

○須藤委員長 再開いたします。それでは、今のコミュニティバスですか。それは違います。着座のまま暫時休憩いたします。

午後 3 時 4 5 分休憩

午後 3 時 4 6 分開議

○須藤委員長 それでは、再開いたします。

以上ですか。次、秋山委員。

○秋山委員 では、1 点お願いいたします。

経営企画部の政策企画課所管、ページ数は 5 1 ページの 0 1 1 0、東京 2 0 2 0 オリンピック聖火リレーを実施する、8 7 万 8, 0 0 0 円が計上をされております。2 月 2 5 日に聖火リレーの新型コロナ対策をまとめたガイドラインが国から発表されました。牛久市は 7 月 5 日、実施されるということが新聞にも掲載されておりました。このコロナ禍の中で聖火ランナーの辞退が相次いで報道されております。牛久市の場合の聖火リレーの実施方法、また沿道での応援方法、またインターネットの配信など詳細なことが決まっておりますらば御答弁をお願いいたします。

以上です。

○須藤委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 今年 3 月 2 日にオリンピックの組織委員会及び県のホームページで聖火リレーのルートが公表されたわけなんですけれども、本市では先ほど委員おっしゃるとおり 7 月 5 日に牛久大仏の敷地内、それと牛久市役所をスタートして牛久シャトーに寄って牛久駅東口までの市街地を走行する、この 2 区間が聖火リレーのルートということで発表されております。

本市の聖火ランナーについては公表の了解が得られた 2 名について、茨城県のホームページで発表されています。両区間ともに複数の聖火ランナーがトーチをつなぎながら走行する予定でございますが、沿道をはじめスタート地点、それからトーチからトーチへ火をつなぐトーチキスというんですがそのポイント、ゴール地点における観覧につきましては、発表されておりますガイドラインのとおり密集しないこと、体調不良等の場合は観覧しないこと、マスクを着用すること、大声を出さずに拍手などで応援をすることということで、3 密の防止ですね、3 密の回避や飛沫感染、接触感染防止について事前に十分に広報をしたいと思っております。

また、聖火ランナーの走行の様子については NHK でライブストリーミング、インターネットでのライブ中継なんですけれども、これを全地区で行う予定でございます。職員だけでは足りないの、組織委員会の人たち、県の人たち、それと当日の運営スタッフにはボランティアの方々の御協力をいただいて行う予定でございます。

3月25日に福島をスタートして、7月5日までの間に聖火リレーについてはいろいろなことが蓄積されると思います。牛久を走る7月5日についてはそういった蓄積されたいろいろな事象を検証しながら、組織委員会のほうでもまたいろいろな経験を踏まえた上でのいろいろな注意事項がさらに加わってくると思いますので、それに従いながら行っていきたいと考えております。

以上です。

○須藤委員長 秋山委員。

○秋山委員 沿道を、観客を整理するような人数ですよ、どのくらい市として想定をしているのかということと、それと密集を避けることと先ほどおっしゃっていましたが、観戦をされる人数を制限するのか。密集をしていたときに人と人との間を空けるという、そういう作業をしたりもするのかなと思うんですけども、全然イメージが今の課長のお話では、ちょっと浮かばないんですよ。どういうふうにやっていくのかなって。その具体的な方法とか計画は大体決まっているんですか。

○須藤委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 国のガイドラインが示されて、やっとならぬ聖火リレーを行う市町村にもそのガイドラインに基づいてやるよということが示されたばかりでございまして、具体的な計画についてはこれからでございます。おおよそその県からの要請人数、こういったものは来ておりますけれども、まだ明確な人数ではございません。

テレビ中継のですね、マラソンとかの中継、あれを想像していただいて、あの人たちをどうやって密を避けて見ていただくか。これから具体的に出てくると思うんですけども、やはり沿道では警察の協力も最大限得られることにはなっているんですが、なかなか声かけと注意が主なものになってしまうと思いますので、その辺で組織委員会のほうでどの程度密になりそうだったらこのコースは一般の公道は走らないとか、その辺の決定があるかと思えます。

その辺の決定が、3月25日福島をスタートしていろいろな地区で走ってきて、牛久の場合はどの程度だという予測を多分立てるんだと思うんですけども、その上で公道を走るかどうかまで含めて組織委員会のほうで決まってくると思います。

○須藤委員長 よろしいですか。（「はい」の声あり）ただいま東京2020オリンピック聖火リレーを実施する事業についての質疑がございました。ほかにこの件に関する質疑のある方、いらっしゃいますか。大丈夫ですね。それではこの件は以上です。

それでは、改めて市川委員。

○市川委員 さっきの利根川委員のやつので関連でいいんですか。（「はい」の声あり）はい。

では、ちょっとくるめて広域のバスという形でいいですか。バス関連ということで。（「広域の何と何の事業についてなのか。広域計画網についてですか」の声あり）

○須藤委員長 それでは再開いたします。市川委員。

○市川委員 近隣市町村との広域交通ということで、県の取組で美穂と阿見が撤退して3ルートのうち牛久と稲敷のルートが残ったと記憶しております。あとは、その同じページにも公共交通の活性化について検討するともあるんですが、基本、その公共交通ということで、その面には

観光部分というのがすごく入ってないと思うんですが、せっきやく乗車人数を増やすという目的に、ただ密を避けるということでは大変厳しいかと思うんですが、せっきやくこれから時期的に桜の時期になって各地域の桜の名所なんていうのもありますよね。その中で関東鉄道とか県のそういう取組の中で、観光的要素も取り入れた活性化というのは検討はされるのか。それともそれはもう根本からそういうことはなしだよということでスタートしているかとは思いますが、そういう要素を取り入れることはあり得るのかどうか、それをお聞きします。

○須藤委員長 委員長のほうで整理をしたいと思います。ただいまの質問は、公共交通の活性化について検討するというような事業の中で、公共交通の活性化、その中に観光的な要素というのが含まれているのかというような意味合いだったというふうに思いますので、その点が担当課として検討されているのかいないのか。それと将来にわたってということであれば、もっと大きな視点からの立場の方に御発言をいただきたいと思います。

それでは、経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 公共交通の大きな目的といたしましては、やはり皆様の生活の足ということで必要などころに行きたい方に対してのものだと考えております。

ただ、バス停を置く際にはこれまでかっぱ号であっても河童の碑のバス停があつたりですね、そういったルート上の名所になり得る部分についてはバス停を設けるなどしております。

ただ、季節ごとに、桜の季節だから桜の木がいっぱい植わっているそばをそういった名所にとかいうのは、運行上、やはり定時定路線のバスということでバス停の名前を変えるについても国の許可も要ることですし、そういったことは残念ながらできません。ルート上にそういった観光名所が近いものであれば、そういったものは取り入れて考えていきたいとは思っております。

以上です。

○須藤委員長 市川委員。

○市川委員 なぜこういう質問をしたかということ、今バス旅ってすごく、テレビでほとんど毎日のようにやっているんですよ。いろいろ見ていると、結構トレンドに上がってきているので、そういう部分ではそれを生かした牛久の再発見ということもできるので、そうすれば牛久に幾らかでもお金が落ちていくと思うんです。もう少し面的にそういうことも考えながら、もちろん柱として公共交通という生活基盤のということは前提はあるんですが、それにプラスアルファというふうな検討の余地はあると思うんです。ですので、今後そこら辺も、さっき委員長ありましたけれども部長なり副市長なり、市長いらっしゃいませんから、特に部長は商工観光課長でもありましたから、そういう面も含めてお答えをさせていただければなと思います。

○須藤委員長 経営企画部長。

○吉田経営企画部長 あくまで政策企画課のほうの公共交通対策室のほうでやっている事業というのは、市民の生活の足としての公共交通という視点からの施策を打っているわけであって、今委員がおっしゃられたような観光というのは、いろいろなどころからも提案はいただいております。例えば商工会の青年部であるとかですね、そういったところで同じように観光ルートのようなものがかっぱ号で開発しないのかということも提案されたこともありますけれども、あくまで

今の時点では生活の足としての整備ということを大前提に考えております。

ただ、今おっしゃられた、委員が御提案いただいたような観光あるいはバス旅というようなことでの考え方というのも一つあると思います。そのあたりについては、環境経済部のほうの商工観光課のほうが主なセクションですので、そちらとも連携を図りながら将来的には考えてはいきたいとは思いますが、なかなか今現時点で公共交通対策としての事業の中で捉えるというのはちょっと難しいかなというふうに思っています。

また、今ちょっとどのような状況になっているかはあれなんですけれども、牛久沼のほうに隣の龍ヶ崎市のほうが道の駅の整備というのを検討されているというところで、その中で事務方のお話の中では、ぜひ牛久からもかっぱ号のほうを乗り入れてくれよというような話もありますし、そうしますと今度城中ルートの方からそちらのほうに乗り入れていくということであれば、道の駅に来た方の中で今度城中のほうで当市が整備しています住井すゑ記念館であるとか、小川芋銭の雲魚亭であるとか河童の碑、そういった観光施設ですかね、アヤメ園もありますし、稲荷川の外堤の桜並木というのもありますし、そういったところにも公共交通で足を運べるようなという将来的な構想というものはあっていいはずなんですけれども、なかなかその辺も広域的な話になってくるとお互いの自治体の思惑も違ってくるところもあるので、その辺をすり合わせをしながら将来は考えていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○須藤委員長 着座のまま暫時休憩いたします。

午後4時02分休憩

午後4時03分開議

○須藤委員長 再開いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は16時15分といたします。

午後4時03分休憩

午後4時13分開議

○須藤委員長 再開いたします。

次に質問のある方、挙手を。質問は簡潔かつ明瞭にお願いをいたします。

遠藤委員。

○遠藤委員 まずは、ページの59ページです。59ページの財政調整基金費ということで、財政調整基金、積立金1億1,042万9,000円の計上があります。普通というか今までだと、当初からこの積立金というそういうようなことが、そういうのはあまり経験がないんですけれども、このように当初で計上した理由をまず伺いたいと思います。

それと、牛久シャトーの問題です。（「1個ずつ」の声あり）……1個ずつ、分かりました。

○須藤委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今般提出しております牛久市土地開発基金条例の廃止に伴いまして、財政調整基金の積立金でございますけれども、保留している現金の流れを明確にするため、歳入では諸収入を雑入にまず計上してございます。これは今回の条例が4月1日施行ということで、現金が基本的に宙ぶらりにできないということから、まずは諸収入を雑入のほうに入れている。それに伴いまして、先ほども申し上げたとおり現金の流れを明確にするということで、歳出におきまして財政調整基金の積立金として計上したものでございます。

以上でございます。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうしますと、こちらの諸収入では1億1,032万9,000円、こちらの積立てが1億1,042万9,000円と僅かですがその差額が出ているんですね。その理由と、全体では財調の基金残高が幾らになるか。その辺を伺います。

○須藤委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 諸収入と積立金の差額でございますけれども、こちらは利子分を含めまして積立金をまず計上してございます。基金残高でございますけれども、令和3年度末現在の見込額としましては、財政調整基金22億7,367万1,000円となる見込みでございます。

以上でございます。

○須藤委員長 遠藤委員、よろしいですか。（「はい」の声あり）この財政調整基金について関連の質問のある方は挙手をお願いします。利根川委員。

○利根川委員 土地開発基金の中には有効利用ということで、そこには貯金するとか何とかという形では書いてないんですね。これが有効利用なのかどうか、そしてまた当初予算から財政調整基金に積立てをするというのは違法ではないけれども、私聞いたことがないですね、何年かやっていますけれども。ですから、その土地開発基金条例の一番最後の項目になりますか、市長が定めるところによると有効利用というところ。有効利用というのは貯金のことではないというふうに思うんですが、そこら辺の解釈をもうちょっと詳しくお願いします。

○須藤委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 今回の予算措置につきましては、土地開発基金条例廃止後の措置となりますので、土地開発基金の中の有効利用というものではございません。あくまでも土地開発基金が廃止になりまして、まず現金の部分はどこかに入れなければならないというものはもう決まっております。なので、今までの基金繰入金ですと、基金が存在することになりますのでそこには入れられない。そうするとどうするのかと伺いますと、諸収入の雑入という形で今回決定しております。

また、当初で積立金、確かに今までというのはありませんけれども、先ほど申し上げましたとおり諸収入に入れて何にでも使っちゃおうという考えではまず取りませんでした。一度、財政調整基金のほうに積み立てて、それからもしも使うのであれば取り崩す、というものは議会の中で議論していただいた中で財政調整基金の取崩しをするという形を考えまして、一度諸収入のほうにまず、歳入のほうに入れる。で、財政調整基金の用途は積み立てるということで資金の流れを一

度明確にしたという形で今回予算措置をさせていただきました。

以上でございます。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 土地開発基金を廃止して、そしてそれでは財政調整基金からの繰入金をその分だけ減らすという、これまでのあれですとそういう方向に行ってたんじゃないかというふうに思うんですが、これまでの基金を廃止して、それを財政調整基金に即貯金したというのはちょっと記憶がないんですね。これまで例えば博物館建設基金だとか幾つか基金があって、廃止したものがありません。そういったものを廃止して財政調整基金に入れたというのは、ちょっと私のほうとして記憶がないんですけれども、財政調整基金からの繰入金を減らすという方向では考えられなかったのか、ちょっと確認したいのですが。

○須藤委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 ただいまの御質問にお答えします。

確かに財政調整基金の繰入金、今回5億円強入れてますけれども、そちらを減らすという考えは確かにあると思います。

しかしながら、今回の場合、土地開発基金につきましてはこれまでも多々議論があった基金でございまして、そちらを廃止に伴いまして資金の流れを一度明確にしたいという思いから今回の予算措置にさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 どちらにしても財政調整基金に積むということならば、土地の開発基金であったならば、基本的な考え方として、それならば減債基金とか、あとは土地を購入する借地購入基金ですか、というのもあったと思うんですが、それらのほうに振り分けできなかったのかなということについてもお尋ねします。

○須藤委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 確かに他の基金、目的基金につきましては今おっしゃったように基金はございます。ただ、今後の土地購入を考えますと土地開発基金条例の廃止の理由といたしまして、今後は一般会計、公共用地先行取得事業特別会計での取得となることから、基金繰入金の用途がその目的に限定される特定目的基金の積立てということは考えなく、広く活用できるというような、すみません、広くというのは土地購入ですね、先ほど一般会計特別公共用地先行取得特別会計等に活用できる財政調整基金への積立てとしたものでございます。

以上でございます。

○須藤委員長 それでは次の質問。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは質問します。

この概要の中にもなっているんですが、シャトーの問題ですね。これを見ておきますと、特に雑入のほうに牛久シャトーの管理費負担金、それから施設賃貸料という項目があります。同じように歳出のほうでもシャトーの問題が載っているんですが、この流れを説明いただきたいと思い

ます。オエノンと牛久市との賃貸契約、それからまたシャトーの関係がこの中に入っているんですが、その辺の金額の流れを説明を求めます。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○関創生プロジェクト推進課長 御答弁申し上げます。

牛久シャトーのまず管理費の負担金1,320万円ですけれども、こちらは牛久市とオエノンホールディングス株式会社が締結しました牛久シャトー賃貸借契約におきまして、建物、それから諸設備の管理費として月額110万円、年間で1,320万円を所有者でありますオエノンホールディングス株式会社が牛久市に対して支払うものになります。したがって、流れとしましてはオエノンから牛久市で、牛久市からさらにこの管理費につきましては牛久シャトー株式会社に支出いたします。

次に、牛久シャトー施設賃貸料5,544万円につきましては、牛久市と牛久シャトー株式会社が締結しました牛久シャトー賃貸借契約におきまして、建物及び土地の賃料として月額462万円、年間で5,544万円を牛久シャトーを借り受けている牛久シャトー株式会社が牛久市に対して支払うものになります。

こちらの賃貸料につきましては、流れとしましては牛久シャトー株式会社から牛久市、牛久市からオエノンホールディングス株式会社へという流れになっております。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうしますと、今多くの方々が大変疑問というか、今後牛久シャトーがどのような運営とかそういうものに大変関心を持っている中で、牛久市としてはこのようにオエノンと牛久市、それから牛久シャトー株式会社のこのお金の流れというのは、今の課長の説明で分かるんですが、実際に運営とかそういうものについては牛久市というのはどのような関わりが今後できることがあるのか、その辺をお願いします。

特に、この財源の中で一般財源、これはもしかしたらワイン文化のほうの教育委員会の所管かもしれないんですが、その辺の説明を求めます。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○関創生プロジェクト推進課長 私どもの創生プロジェクト課としましては、牛久シャトーへの支援の取組は、例えばですけれども、国の補助金を活用して誘客できるようなイベント事業の立案、実施、運営、そういったものを中心に支援をしているところでございます。

また、市内の県立牛久高等学校の事例を申し上げますと、実は社会福祉部の方々による支援、それから家庭クラブによる支援、それから演劇部による支援、この3つの支援を今いただいているところでございます。

演劇部の方々の支援は、具体的に申し上げますと、牛久シャトーをPRするCMづくりというものに今取り組んでいただいております、実は今月の月末に報道発表できるかなというところまで今来ているところでございます。

また、家庭クラブのほうでは牛久シャトーで使えるレシピの開発ということで先般学校のほう

でワークショップを開催し、牛久シャトーの社長並びに料理長にも参加いただき、レシピ開発の支援をしていただいております。

それから、例えば牛久シャトーの案内チラシの英訳化、こういったことも今高校生の御支援をいただき、実施したりしているところでございます。

また、園内の除草等の、あるいは花壇造り、こういったことも特定の地域の今方々にはなりませんけれども定期的に花壇整備に御支援をいただいております、入り口、それからサンクンガーデン付近の花壇が今きれいに整っているというところでございまして、こういった地域の方々の御支援を今後も取り入れながら牛久シャトーの支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 この説明の中にもありますが、牛久市民とそれから牛久市運営会社、三位一体で牛久シャトーを盛り上げていこうというそういうような取組だと考えますが、なかなかですね、市の担当の考えとそれから牛久シャトー株式会社、そちらのほうでいろいろと考えているものと、そういうようなものがうまくコミュニケーションというものがこれからもそういうようなことで提案したものがシャトー株式会社のほうで受け入れられる、そういうものを取り入れられる、そういうような定期的な話し合いとかそういうものについてはどうなっているのか、伺います。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○関創生プロジェクト推進課長 御答弁申し上げます。

牛久シャトー株式会社とは随時協議、打合せを実施し、様々な取組につきまして協議、検討しているところでございます。

牛久シャトー株式会社では、あさって土曜日にですね、もう御存じかもしれませんがバーベキューガーデンの再開、オープンをする予定でございます。今年はコロナの関係で桜祭りと題した大きなイベントはできませんけれども、一部桜のライトアップということを実施し、バーベキューガーデンの再開をスタートいたします。期間につきましては3月20日土曜日から4月11日の日曜までの全23日間を予定しております。

また、ライトアップにつきましても毎日夕方6時から夜の10時までの4時間実施するというので伺っておりますので、少しずつではありますけれども牛久シャトー株式会社のほうでも新たな事業の展開に取り組みつつ集客できる、収益のある事業にさらに取り組んでいく予定でございます。

以上です。

○須藤委員長 市川委員。

○市川委員 お願いいたします。

まず根本的になんですけれども、牛久シャトーは電車で来られて気軽にお酒が飲める環境のいいところにあると思います。牛久駅を降りて歩いてきたときに、まず初めに入るのがオエノンのところですね、角の、駅から来ると。そうするとあそこはまだバリケードがしてあって、とてもおもてなしをしているような状況には見えないんです。まずその点、今のお話ですともうバー

ベキューオープンということで、あの状況でオープンにはすごくお客さんに対して失礼かなと思うんですが、今の現状であるそこは、まずそのおもてなしをすると考えたところである現状をいつ解決するのかどうか、お聞きしたいと思います。

○須藤委員長 着座のまま暫時休憩いたします。

午後 4 時 3 2 分休憩

午後 4 時 3 4 分開議

○須藤委員長 再開いたします。

○市川委員 それでは、今の発言は撤回をさせていただきます。

○須藤委員長 再度申し上げます。予算に関連する質問に、はい。

それでは次、利根川委員。

○利根川委員 予算書にある 5, 540 万円ですか。今年度の経営状況からいって、来年度も含めてこの入金というものは確実に保証できるのかどうか、お尋ねします。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○関創生プロジェクト推進課長 お答えいたします。

牛久シャトーとの賃貸借契約書の特記事項第 4 条によりまして、賃料の特例という規程がございます。この中の第 2 項におきまして令和 2 年度、3 年度、4 年度の 3 か年は牛久シャトー株式会社の決算見込み状況を考慮して支払いを猶予することができるという規程でございます。今年度におきましては、再開後最初の 1 年目ということで、さらに新型コロナウイルスの感染拡大の影響を非常に大きく受けまして、やはり当初見込んでいた収益が得られないという厳しい状況でございます。

したがって、牛久シャトー株式会社からは今年度の賃料の猶予を求める文書が近々上がってくるというようなことで話を聞いておりますが、現時点ではまだ提出をいただいております。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 今年度の人件費だけで 6, 000 万円を超えていると思うんですね。これは払うしかない、もう払っているわけですね。そういったことからすれば、今の話で 3 年くらい猶予するという方向にちょっと行かないんじゃないかなと。実際に赤字の会社にお金を貸すところはないですね。ですから、そもそも見通し自体が本当に 3 年で元を取れるのかどうか。来年度も当然人件費とこの 5, 500 万円を足して 1 億円以上の利益が出るというふうにはちょっと思えないんですね。ですから、そこら辺の見通しというものは今年度、そしてまた来年度もある程度コロナの影響は受けると思います。そういう中でどうなのか。もう少し具体的に検討された内容をお尋ねします。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○関創生プロジェクト推進課長 お答えをいたします。

猶予につきましては、まずは令和 2 年度の経営状況をよく見極めました上で猶予するのかしな

いのかという答えを出すことになるかと思えます。

令和3年度以降につきましては、これはまたその時々に関業状況を厳しく精査した上での判断になるかと思っております。なお、仮に今年度分を猶予する場合にもやはり早く健全な経営に移行できるように、3年度を取組につきましても厳しく経営状況を確認しながら行きたいというふうに思っております。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 来年度の計画で行くと、当然5,500万円はシャトーが牛久市に払わなきゃいけない。しかし、シャトー自身も人件費を払わなきゃいけないという中で、オエノンも経営のプロですよ。じゃあ今年度どういう計画でどの程度実績があったのか。そして次年度に向けてこれをどの程度挽回できるかというような具体的な方策を持っていかないと、オエノンだって何年も猶予してくれるということにはならないですよ。3年で営業利益が出るというような計算をして今回この5,500万円をのせたんだと思うんですけども、その辺の経営状況の判断ですよ。どの程度シャトーと打合せをしながら来年度、そしてまたその後の会計年度を含めて解消できるかという、これはもう簡単に計算するだけでは済まないことなのでね、オエノン自体でもプロですし、ただで貸せなんていうこともちょっとどうかなというふうには思うんですが、その辺のところをどのように検討されて、そしてこの5,500万円というものをのせたのかというのをもう少し具体的にお願いたしたいんですが。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○関創生プロジェクト推進課長 まず令和2年度の経営状況につきましては、結果としてはかなり厳しいものになるというふうに思われますが、昨年10月、11月頃は新型コロナウイルスの感染拡大も少し落ち着いた頃なんですけれども、そのときにはレストラン、ショップの売上げも当初見込んでいたところくらいまで回復したという状況もございます。

ただ、その後国の緊急事態宣言が12月に発令されたことから、やはり元のように戻ってしまっただ、お客様が減少して、その後回復しないという状況になってしまっているということがございます。

したがって、新型コロナウイルスの今後の感染状況にも大きく影響するとは思いますが、この感染拡大がある程度終息が見込める状況になれば収益が期待できるのではないかと、うふうに思っておりますので、その辺を見極めながら、また考慮しながら経営のほうに取り組んでいくということになるかと思えます。

以上です。

○須藤委員長 着座のまま暫時休憩いたします。

午後4時42分休憩

午後4時42分開議

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 地方自治体の財政運営というのは単年度の会計です。したがって、たればというの、こうなれば、あなれば、では財政運営というのは地方自治体にはなじまないんですよ。ですから、この5、500万円のを本当に払えるのかどうかという計画を立てて、そしてシャトーと協力して上げた数字なのかどうかということを確認したいと思います。

○須藤委員長 創生プロジェクト推進課長。

○関創生プロジェクト推進課長 御答弁申し上げます。

私どもそのような内容で引継ぎを受けていると思っております。

以上です。

○須藤委員長 市川委員。

○市川委員 それでは、概要のところからお願いします。端的に言います。この赤文字のワイン文化日本遺産協議会への負担金を計上。この中で甲州市と連携してやっていると。あと茨城県の日本遺産で水戸市、笠間市とも連携していきますとありますが、これの今の段階でできる内容をお願いします。

○須藤委員長 では以上で牛久シャトー利活用する事業についての質疑は終わりにします。

あと利根川委員が新規の、ありますか。

暫時休憩いたします。

午後4時44分休憩

午後4時45分開議

○須藤委員長 以上をもちまして市長公室、経営企画部所管についての質疑を終結いたします。

ここで執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。再開は17時といたします。

大変お疲れさまでございました。

午後4時45分休憩

午後4時55分開議

○須藤委員長 それでは、時間前ですが休憩前に引き続き予算常任委員会を開きます。

まず、執行部の説明につきましては令和3年度の新規事業や制度の改正等を含め、特に説明を要する内容についての歳入歳出の順にて御説明をいただきます。その後、質疑応答の方法で審議をいたしたいと思っております。なお、発言する場合には挙手によって発言を求め、委員長の許可を得た後にマイクを使用し発言するようお願いいたします。また、発言をする際は着席したままで結構ですので、あらかじめ申し添えます。

これより議事に入ります。

令和3年度牛久市一般会計予算の総務部所管について問題に供します。

執行部の説明を求めます。先ほど一括で説明がありましたので、質疑のある方は御発言を願います。なお、これよりは1人1問ずつ、そして関連質問という順で質疑を行ってまいりたいと思

います。

質疑のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 それでは総務課のほうでまず1問です。45ページです。0121のふるさと寄附に対し特産品を返礼するというところなんですけれども、この事業を総務課ですっとおやりになっているんですが、近隣の自治体、私もちょっと見たところ商工観光課でやっていたり、地方創生というところでやっていたりと様々なんですけれども、牛久市がこれを今総務課でやっているというところの経緯というか理由というか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 総務課長。

○吉田総務課長 総務課吉田です。よろしくお願いたします。

寄附につきましては、例えば土地や建物、それから物品などの寄附についてはそれを活用する担当課が受けておりますけれども、現金についてはどの課が受けるというのが明確には決まっておりませんでした。それで、平成20年にふるさととうしく応援寄附条例を総務課が提案したこともありまして、現金につき総務課で受けることとなったものです。以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。今後も条例が総務課ということになっているということで今後もそのとおりにいくのでしょうかけれども、すみません、その委託料のふるさと寄附返礼というところなんです、3,000万円、この委託内容、どういったところまで請け負っているのかというところを確認したいと思います。

○須藤委員長 総務課長。

○吉田総務課長 基本的にはポータルサイトによって全国の皆さんが、例えば牛久市に寄附したいという場合に基本的には返礼品を希望する方が非常に多いですので、そういった方々についてはサイトのほうで御覧になって寄附をするという方がほとんどです。ですので、そのポータルサイトの利用料、それから寄附が集まったその寄附者が返礼品を希望した場合にその寄附の品物の発送・送付、そういったこともその業者に委託しております。その委託料です。

○須藤委員長 ただいまふるさと寄附に対する特例品を返礼する事業についての質疑ありました。関連の質問ある方。諸橋委員。

○諸橋委員 1点お願いします。返礼品の寄附返礼が3,087万5,000円ということなんですけれども、ふるさと納税の税収は幾らになっているかお伺いたします。

○須藤委員長 総務課長。

○吉田総務課長 寄附の実績で。

○須藤委員長 総務課長。

○吉田総務課長 これは今年度の見込みでよろしいのでしょうか。現時点で平成2年度の寄附の見込みですが、6,130万円。令和2年度の寄附額、現時点で6,130万円、約です。歳出の見込みだと2,700万円程度です。ふるさと寄附についてはプラスではあります。

○須藤委員長 ほかにありませんか。

それでは、ふるさと寄附についての質疑は終わります。

次に質疑のある方。諸橋委員。

○諸橋委員 同じく45ページの0118、庁内で研修をする事業についてお尋ねをいたします。これの事業内容と対象者をお伺いをいたします。

○須藤委員長 答弁を求めます。着座のまま、暫時休憩いたします。

午後5時03分休憩

午後5時04分開議

○須藤委員長 再開します。

人事課長。

○二野屏人事課長 こちらの研修で予定しているのが専門研修として接遇研修を予定しております。これの委託料ということで計上しております。

○須藤委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 かなり市役所の職員の方多いと思うんですけども、トータルの研修にかかる費用とかというのは見た感じここだけしか分からなかったんですが、いろいろな職位によって研修があると思うんですけども、その研修体制というのは例えば課長に上がるときとか主査に上がるときとか部長になるときとかそれぞれあると思うんですが、その現状の新人研修も含めてどのような体制になっているかというのを伺いをいたします。

○須藤委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 今現状ですと新任職員の研修については庁舎内のほうで職員を講師養成課程を受けた講師などを職員で行っているものが前期と後期、それと今年度はコロナの関係で宿泊での研修はできなかったんですけども、自治研修所で今年は通いで2日、自治研修所のほうで新人については研修を行いました。例えば、係長、課長補佐、課長、部長クラスの昇任した職員については自治研修所の階層別研修というのがございまして、そちらを受講しております。そのほかにも幾つか専門的な、先ほど言った接遇などの講師養成の研修や法制執務研修などその必要に応じた研修を各個別の職員が受講している状況となっています。

○須藤委員長 ほかに庁内で研修をする事業について質疑のある方。ありませんね。

それでは次の質問に移ります。質疑のある方。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは47ページの0102の庁舎を維持管理するということです。この中、合計金額は8,182万3,000円ということなんですが、特に工事請負費、施設整備工事について伺いたいと思います。以前にお話を伺ったときに、防火扉の改修だというふうに聞いているんですが、庁舎内にあります防火扉、何基あるのか。全部の工事を実施されるのか。それと工事内容の工事の実施の内容と期間、3・11のときなども地震発生時に扉が自動的に閉まったんですが、そのような対応になるのかどうか。消火器とか消火栓の各階の配置数、このことについて伺います。

○須藤委員長 総務部次長兼管財課長。

○野口総務部次長兼管財課長 管財課野口です。御説明したいと思います。

防火戸についてですが、まずその数、庁舎において25基防火扉というのがあります。分庁舎と第3分庁舎にはありません。工事の内容ですけれども、お話しのように防火扉、大きなもので人1人が通るためのくぐり戸というのがついていないものがありまして、この扉のうち25か所のうち9か所については現行の法制上くぐり戸をつけるべきであるということで、まずこの9か所をつけるというのが一番大きな内容です。ほかに幾つかありますが、庁舎の3階の廊下から2階のホールを見るとその吹き抜けという部分に口が開いている。ここは扉ではなく火災のときには上からシャッターが下りることになっています。このシャッターについて、そのシャッターが下りてくるときに下側に何かがあったら止まるような安全装置というのが今ついていないので、これは新しく設置する。これは5か所分あります。そのほかに、観音型の扉が閉まる順序を調整する装置ですとか、あるいは扉の開閉速度を調整する装置といったものがありますけれども、先ほどくぐり戸交換とダブる場所もありますので、工事の箇所数としては19か所を予定しています。

それから期間ですが、工事作業というものを庁舎内で行えるのが土日・祝日ということになるだろうということで、その期間を使っておよそ9か月間かかるというふうに見ています。

それから地震発生時なんですが、防火扉ということで本来こちらのドアは地震のときに閉まるというような仕組みにはなっていません。消火器と消火栓ですが、まず屋内消火栓というものです。庁舎についてはこれは全部で9か所あります。消火器については本庁舎において30か所、分庁舎において5か所、第3分庁舎に2か所の設置をしております。以上でございます。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今詳しい今の現状と、それから今後工事の内容について伺いました。ここの確かにこの牛久の庁舎というのは大変古いというところで、そういうような機械部分については今後いろいろと点検更新が大事になってくるというのが当然だと思いますが、ここの工事の内容、何か小さな出入口をどうのこうのというのちょっと説明受けたんですが、その辺ももう一度お願いします。それと、よく火災発生するときなどスプリンクラーというのもあると思うんですが、その設置とかはこの中にはどうなのかというところを伺います。それと消火器の問題では、当然訓練もされていると思いますが、消火器、誰でも扱えるようになっていると思いますが、そういうような訓練とかそういうものを庁舎内でどのような形で実施されているのか。その辺を伺います。

○須藤委員長 総務部次長兼管財課長。

○野口総務部次長兼管財課長 まずくぐり戸付防火扉の工作ということですが、防火扉、火災のときに閉まって煙等が広がるのを防ぐというものですから避難路をも兼ねます廊下を端から端まで塞いでしまいます。塞いでしまいますけれども、自動で行われるものなのでそこを防火扉が閉まった後でも人が通り抜ける必要がある場合がある。これは大人の男性の力でしたらもちろんそのまま大きいのも開けることができますけれども、必ずしもそうでない方もいらっしゃいますので、人1人分の防火扉というのではなく通常サイズのドアを開けるような感覚で脱出できるようにするための工作がこの防火扉へのくぐり戸の設置ということでございます。

それからスプリンクラーということですが、牛久市役所の建物だと法的な義務としてスプリンクラーの設置というのが要求されておられませんので、現在それについては備えていないということでございます。消火関係の訓練ということですが、定期に行うことになっております。昨年度については消防署さんのほうもこの感染症がはやってあまり積極的に立ち会って人を集めてといったものを推奨していなかったもので、推奨していないというよりは縮小はやむを得ないというふうなお話をいただいたので、防災課との避難訓練、図上演習といったものを行ったときに避難訓練の中に含まれるといったものを実施しました。ただし、消火器の操作などについては逐次、多くの方はもう御存じではありますけれども繰り返していかなければならないと思いますので、今後の消火訓練、あるいは防火訓練の中では取り上げていきたいというふうに考えております。以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 大体詳しいことは分かりましたが、スプリンクラーは今の牛久のこの庁舎では設置をしなくてもいいというような御答弁でありました。そうしますと、例えば煙探知機とよく今家庭の中では火災が発生するときにそういうような設置が義務づけられていると思いますので、そういう代わるものとして火災のときにはそういうものがここの庁舎の中では必要なかどうか。その辺が確認をしたいと思います。

それと、訓練の問題については今のコロナ禍ということでは人を集めてというのは大変難しい状況だと思いますが、例えばそれこそ動画で流すとかそういうようなことで常にそういうような使い方なりそういう危機に対する意識、そういうものを考えていくべきではないかと思いますが、その辺どうなのか伺います。

○須藤委員長 総務部次長兼管財課長。

○野口総務部次長兼管財課長 煙の感知器、それから高熱の感知器については現在の建物でも設置、備えてあります。今の動画を使った形でも考えてもいいのではないかというアイデア、考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○須藤委員長 ほかに庁舎を維持管理するに関する関連質問がある方は挙手を願います。利根川委員。

○利根川委員 火災報知器なんですけど、火災報知器が鳴ると全て自動で閉まるのか。今は一部閉まる閉まらないがあるような話は聞いてはいるんですけど、そうすると全部新たに防火扉をし直すのか。それと、火災報知器が鳴ってすぐ閉まってしまうのか、それともある程度時間が置いてから自動で閉まるのかとそこら辺のところ、下にお客さんとか何かがあった場合にどの程度の工事がされるのか、来年度。

○須藤委員長 総務部次長兼管財課長。

○野口総務部次長兼管財課長 お答えしたいと思います。防火扉、東日本大震災のときは何もなくても地震で防火扉が閉まってしまったんですけど、通常の流れだとこれは閉めるための操作を1回警備室のほうに備えてあります操作盤で行うということでございます。開閉の速度等については、今回の工事の中で調整を行います。

それと工事の程度ということです。こちらの工事は先ほどの9か所の防火扉を交換されますけれども、実質的に現場で一番大きくなるのは恐らくこれということです。その折については先ほどのお話のような土曜日曜・祭日、あるいは夜間というものも使って人がいない状態で行わざるを得ないのかなということです。ただし、通常の営業日についてはなるべく避けてこれは行いたいというふうに考えています。以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 火災報知器が鳴った場合にすぐ閉まってしまうのかという問題です。それと、多少火災報知器が鳴ってからある程度時間がたってから閉まるようになるのか。すぐ閉まってしまうと、人がみんないる可能性があるので逃げる前に閉まってしまう。ただ、そこに小さなドアがつくから大丈夫だろうということなんでしょうけれども、そこら辺のところを少しの余裕があるのかどうか聞きたいです。

○須藤委員長 総務部次長兼管財課長。

○野口総務部次長兼管財課長 通常防火装置、火災発生ベルが鳴ったという状態ではまず係員がその火元に向かいます。誤作動等の問題もありますので、必ず火元に向かってその火を確認して、その上で全体に情報を流して人を逃がす。人を逃がすことが確認できた状態で、これは手動で防火扉閉鎖というスイッチを行うということですから、いきなりお客さんなりがブザーを押してそれではたばたと閉まっていくというようなことはございません。以上です。

○須藤委員長 ほかにありませんか。

以上で庁舎を維持管理するは終わります。

次に質問のある方、挙手を願います。利根川委員。

○利根川委員 歳出の中の人事のことで資料も出してもらったんですが、今年は相当人が辞めるという、そういう中で人の採用の方法です。これが運営上うまくいっているのかどうか。来年度どの程度募集する予定なのかというのは、3月1日現在の資料をもらったんですけども、10代がゼロ、20代が14.3、30代が15.3と上にいくほど多くなっていく。そうなってくると、だんだん下の人を育てる段階が不十分になっていくというふうに考えられるので、来年度の令和3年度の募集等を含めて牛久市の常勤職員の年齢構成の考え方を聞きたいと思います。

○須藤委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 市職員の年齢構成につきましては、今確かに利根川委員おっしゃるように高年齢の方が多くなってきています。それをできる限り均等に是正すべく、計画的に年齢制限を付して採用を行っているんですけども、公開した表を見ても30代が15.3%、20代が14.3%ということで、社会人経験枠については本年度は45歳以下、一般事務職については29歳以下ということで募集を行って、できる限り均等になるように募集を継続して行っております。採用の状況としましては、今年度については当初6月と9月2回の採用試験を予定しておりましたが、コロナの影響でやむなく1回目の採用試験を中止いたしました。それで、専門職も含めて30名弱の募集をしたんですけども、実際採用に至ったのは事務職16名、専門職2名の18名ということになりました。トータルの人数なんですけれども、一般の常勤職員の現

状での見込みが本年度357名から来年度348名と9名ほど減少するんですけれども、再任用職員が31名から41名に増える見込みということで、来年度はこちらの人数で配置を行って運営していきたいと考えております。以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 来年度、今年度は18人ということで来年度の3月以降の採用人数、それと10代というのがゼロ、10代というと大体高校卒業かなというふうに思うんですが、10代と20代前半、これはどのような来年度の募集計画になっているのかどうかお尋ねします。

○須藤委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 お答えします。まず、10代と22歳以下というのは募集の区分を卒業を高校卒業以上ということで募集しないと集まることはありません。以前は牛久市は大卒以上のみで募集を行っていたので22歳以下はいなかったんですけれども、ここ数年は高卒以上の区分の初級と大卒以上の上級の2つの区分で行っておりますので、毎年受験者は数名はいるんですけれども、なかなか新卒の方で受験される方は少ないという状況になっております。3年ぐらい前は4人ほど新卒を採用した実績もあるんですけれども、ただ、現状でも同じように募集はしております。そのほかの上級の年齢につきましては一応29歳までということで募集しているんですけれども、今年度の採用の状況としては二十二、三歳ぐらいが主流です。ただ、29歳という方も1名いらっしゃったと記憶しております。来年度についても同様に、今のこの年齢をできる限り平準化すべく年齢制限、募集の人数につきましては当初昨年度見込んだ人数に本年度採れなかった人数、プラス新たに需要が発生する職種なども現在検討しておりますので、そういった職種も加えた状態で今年ではできる限り2回採用試験を実施したいと考えております。以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 来年度は30名以上を計画しているということでしょうか。

○須藤委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 具体的な人数についてはまだこちらで精査している段階なんですけれども、昨年度1回見直した採用計画では二十二、三名程度で計画をしておりまして、それを今現在見直しているんですけれども、もちろん何名とは言えませんけれども今年度採れなかった分について上乘せして募集することになるというふうに事務局のほうでは考えております。

○須藤委員長 ただいま職員を任用する事業について質疑が行われました。これに関連する質疑のある方、いらっしゃいますか。いらっしゃいませんね。

では、これは以上で終結いたします。

それでは次に違う方、質問ある方は挙手をお願いします。山本委員。

○山本委員 会計課のほうで1点お願いいたします。47ページの0101、各会計の出納を正確かつ迅速に管理する。役務費なんですけれども、昨年度に比べて倍の250万円ほどになっております。この理由をお尋ねいたします。

○須藤委員長 会計管理者。

○飯島会計管理者 会計課の飯島です。よろしく申し上げます。

増額の主な理由は3つあります。1つ目は派出窓口手数料の増です。110万円から220万円になっておりますので、110万円の増となっております。2つ目は派出窓口出納機器搬入代の増です。今まで無料でしたが、3万3,000円の増となっております。3つ目が公金総合保険の加入で16万7,580円です。こちらの3つを足すと増額分となります。

理由につきましては、派出窓口手数料の増と派出窓口出納機器搬入代の増は指定金融機関にとって公金取扱業務は多大な経費負担を伴うものであって、特に指定金融機関の交代制はほかの市町村と比べて経費負担が大きく従来どおり継続が難しい状況になっているとの理由から、次の事務、次の指定金融機関からの事務見直しの要望がありました。3つ目の公金総合保険のほうにつきましては、今まで人事課で加入していたものが会計課での加入となったための増となっております。以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 銀行の交代制というのはたしか2年置きにあったと思うんですけども、今回こうやって上がったということは来年度からも同じような金額、倍増するという、多分筑波銀行から常陽銀行になったと思うんですけども、また筑波銀行になるときはまた下がるというような考え方でよろしいんですか。

○須藤委員長 会計管理者。

○飯島会計管理者 今回は筑波銀行から常陽銀行になったための増ですが、筑波銀行に聞いたところ、次の交代のときには金額はどうなるかは分かりません。ただ、今現在で言うならば今までと同じ料金ということですが、銀行を取り巻く環境が最近著しく変わってきておりますので、筑波銀行にとってもこれから次の交代のときには金額が常陽銀行と同じようになるかもしれません。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 銀行の交代制ということなんですけれども、メリット・デメリットというのがあると思うんですが、ほかの自治体でもこの2つの交代制というの、銀行1行ではなくてというところになっているのか。その状況というのはどうなんでしょうか。

○須藤委員長 会計管理者。

○飯島会計管理者 茨城県内で交代制をとっているのは12市町村となっております。交代制のメリットは万が一方の金融機関に何かあった場合、もう片方の金融機関に頼れるというところがあると思います。デメリットといたしましては、交代するたびに契約書の作成や振込などのデータ伝送のテストをしたりそういう手間が交代のたびにかかるということです。以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。それでちょっと確認したいんですけども、市役所以外の施設、例えば中央生涯学習センターとか運動公園とかそういう外部の施設で現金の扱いがあると思うんですけども、そういった場合の現金の取扱いは今会計課のほうに持ってきてもらうとか、そこら辺確認したいんですけども、どうなっていますでしょうか。

○須藤委員長 会計管理者。

○飯島会計管理者 まず出先機関ですが、牛久クリーンセンターのほうですけども、こちらは

塵芥手数料などを集めておりますが、週に2回程度現在の指定金融機関が集金に行っております。中央図書館につきましては資料の弁償代やコピーなどの代金となっておりますが、こちらは毎日ある収入ではないので随時収入があったときに会計課の派出窓口へ職員が持参しています。総合窓口課のエスカード出張所や三日月橋出張所、奥野出張所などは総合窓口課の職員が集金に行きます。そのとき、集金だけではなく申請書の補充や出張所職員との業務上の聞き取り、打合せなども併せて行っています。スポーツ推進課につきましてはスポーツ推進課職員が週に2回、会計課派出窓口へ納付に来ています。以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。それから、以前御質問した中で補助金を出している団体でも金銭事務を担当課が行っているところが幾つかあったと思うんですけどもその数、そういうことをやっているとこの数と、あと、通帳などは会計課に預けることになったというふうには伺っているんですがその辺をお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 会計管理者。

○飯島会計管理者 会計課でお預かりしている通帳は令和3年3月17日現在84冊あります。過去10年間を見ても、年間78冊から88冊の通帳をお預かりしています。

○須藤委員長 ほかにこの各会計の出納を正確かつ迅速に管理する事業について質疑のある方、よろしいですね。

次に質問のある方。遠藤委員。

○遠藤委員 63ページです。0107の茨城租税債権管理機構へ滞納事案を移管する、この事業です。滞納事実、事案を移管ということでは滞納状況の把握をどのようにされているのか。また、相談に来られるようになるとは思いますが、その方々にする対応、それと移管までの手続を伺います。

○須藤委員長 収納課長。

○山岡収納課長 収納課山岡です。よろしくお願いいたします。

まず、移管の案件なんですけど主に高額で滞納整理が困難な案件、これを選びましてその滞納者には移管予告通知というもので期限を設けて、まず精算納付を促してそれができないような形になった場合、納税相談をした上で機構のほうに移管をしております。大体この移管手続では通知を出してから大体1月以内で大体決定するような形になります。以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 移管するに当たっては高額のものということなんですけど、どういう種類のものがあるのか伺います。それと、移管するに当たって今納税相談をした上でということなんですけど、私どもも相談に見えた方には必ず納税相談をするように御案内しているんですが、納税相談をすればこういうような機構のほうに送らないとかそういうような丁寧な手続はどのように担当課ではされているのか伺います。

○須藤委員長 収納課長。

○山岡収納課長 まず案件、高額の案件の中身ですがこれはいろいろありまして、特に多いのは

一般の事業者の方と収入等の把握が難しかったり、あと高額になるということは事前に何度も催告等をして納税相談を行いたいと我々のほうも思っているんですが、そういうものがあつたとしても完納に至らなかった案件、それとか牛久市以外で遠方で滞納になっているもの、こちらですとなかなか滞納整理が進まない、困難案件になります。あとは資産があつて、例えば不動産などですが、そちらを差押え等はしているんですがそれを公売にさせていただくのに機構に送るといふような案件もございます。

それと納税相談、そもそも機構に送るような案件ですと何度もそういった相談等は受けたり話したりしている案件が主なもので、全然やらないで機構に送るといふ案件の中にはありますが、ほとんどの場合は機構に送る前に納税相談等は実施しております。それでも完納のめどが立たないような案件、それと機構に送って徹底した調査をしていただいて執行停止という方向へ持つていくような場合でも機構に送る場合があります。以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今の御説明の中の高額なものという捉え方、幾ら以上を高額と判断するのか。あと、どのような事案かというところでは事業者とかというふうにおっしゃっていたんですが、例えば税の内容、その辺はどういう内容が当たるのか。お願いします。

○須藤委員長 収納課長。

○山岡収納課長 まず、税の種類等につきましては法人の場合、個人の場合、それぞれありまして、固定資産、住民税、国民健康保険税、軽自動車税、税に関してはそちら4税、それがありません。高額は最低ラインとかというのはいりませんが、手数料がかかりますので今のところ高額案件というのはいり本税等で100万円以上のものが該当しています。以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 茨城の租税管理機構というのはいり全国で初めて茨城県が作ったんですよね。それで、滞納する事案を機構に、要するに言葉は適切ではないかもしれないけれども取り立てるといふかそういうものが茨城県発で広がったといふことは私も、とてもここに行ったこともございますけれども大変取り立てが厳しいといふかそういうような状況などを目にしたことがございます。そういう中で、ここまでしなければ滞納を整理できないのかといふのを非常にいろいろと滞納するには今本当になしのつづての方といふかそういう方もいるでしょうけれども、そういうような事案ではなく本当に納税相談をしながらそういうような滞納を少しでも減らしていくといふところでは担当課ではどのような、多分努力をされているだろうと思ひますけれどももう一度どういふふうな形で滞納状況把握をされているのか、その辺もう一度お聞かせください。

○須藤委員長 収納課長。

○山岡収納課長 現在、収納課では地区担当制というものを取つておひまして、各担当者が滞納案件を全て1万円の滞納でも100万円の滞納でも同じように扱つて催告や納税相談、そういうものをやりまして、あと財産調査をしてそれで納付に依つていただけないような案件については預金等あれば預金の差押え、それから給料、普通のサラリーマンですと給与所得者ですと給与の差押え、当然不動産等持つていれば不動産の差押え、そういうものを差し押さえてできるだ

け換価しやすいものから順に差押えを実施しております。年間各担当、多いときで50件から多いものと100件近くなる場合もあるんですが、差押えを中心の滞納整理を実施しております。それでも、要は完納に持っていけないような案件、これが機構案件として上がってきて徴収困難案件として機構にお願いしている。そういう状況でございます。以上です。

○須藤委員長 このほか、ただいまの茨城租税債権機構への滞納事案を移管する事業について質疑のある方。利根川委員。

○利根川委員 この租税債権管理機構、非常に評判が悪いんですが、私どものところにも相当態度が悪いという苦情があります。市のほうの担当と機構のほうとの補助金出しているわけですからそれなりの交流会とか研修会とかというのはやっているのかどうかお尋ねします。

○須藤委員長 収納課長。

○山岡収納課長 市のほうの担当者というのがございます。当然、移管の業務関係で機構のほうと話し合っただけで移管の実施をするわけですが、そのほかとしまして機構の主な業務の一部としましては徴収関係の講習会等を実施しております。初めて収納の業務に当たるような職員の講習会とかある程度経験を積んだもののいろいろな案件について徴収技量を上げるための講習会とか、そういったものもありまして交流はございます。それと、当然向こうの機構のほうで牛久市を担当している職員の方は定期的に牛久市のほうへおいでいただいて、途中経過みたいなものも報告いただいております。以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 まず、茨城県水戸のほうに行ってこういう話をするとまずは滞納している人を犯罪者みたいな言い方するんです。非常に私ら聞いていても憤りを感じます。それどころか、地方税法をよく読んでいないんです。私らに指摘されて謝っているぐらいな人らがやっているというのはとてもではないけれども信じられない。そこら辺のところを市のほうと管理機構のほうとそれなりに意思統一をして暴力団まがいな取り方、そういったやり方はよくないです。何年前、土浦の歯医者さんが管理機構から診療報酬を差押えされたんです。そうしたらもう生きていけないということで自殺してしまったわけです。そんなような取立てをここではやるんです。ですから、そういうやり方について租税機構のほうとちゃんと意思疎通をしながらやってほしいと思うんです。払えなければ払えるにはどうしたらいいかという相談事ただ収納課のほうではできないとは思いますが、いろいろなほうに回しながらただ租税機構と収納課だけで物事は済まないと思いますので、そこら辺のところをなかなか難しいとは思いますが租税機構のほうに対してはちゃんと市のほうからそのようなことを言ってほしいと思うんですが、いかがでしょう。

○須藤委員長 収納課長。

○山岡収納課長 租税債権管理機構のほうも独立した機関ですので、独自の方針で運営されていると思います。それで、先ほどおっしゃられたような極端な徴収の仕方、今のところそういうことを聞いてはおりませんので、もしそういうことがあるのであればそういったことが、お話があったことはお伝えしたいと思います。ただ、独立した機関ですので債権管理機構のほうでいろいろ

る基準にのっつた形で滞納整理を実施されているものと、法に基づいてやっておられると考えております。以上です。

○須藤委員長 以上でこの事業については終わりにいたします。

次に質問のある方。山本委員。

○山本委員 47ページの公用車を管理するということについてお伺いします。前回、更新の目安、これが15年で20万キロメートルということをお伺いしたと思います。その公用車が全体のどれぐらいの台数があるのかということをお伺いしたいと思います。それに関してはどういう対処をしていらっしゃるのかということ。たしか、消防車は更新計画があって毎年買っているようなことを伺ったような気がするんですけども、公用車に関してはそういう更新計画というのが目安みたいなものがあるのかということをお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 総務部次長兼管財課長。

○野口総務部次長兼管財課長 お答えしたいと思います。

公用車の更新について、目安としてはこれは使用年数と走行距離です。使用年数が15年以上、走行距離20万キロメートルと1つの目安にしております。15年を越える公用車、かなりありまして、消防自動車除くと市役所の車、大体113ぐらいありますけれども、このうち15年を越えているものが55台、20年越しが36台。ただ、これは全部の公用車ということで普通の職員が乗る車だけではなくダンプとかトラックとかああいっただのものまで含んだ数字です。こちらの更新なんですが、従前私も管財課車両管理室では、車検ですとか修理ですとかそういったものの手配をまとめて行う部分はあったんですけども、買換えの時期まで市役所の全体を捉えてこの時期までに何台というような計画というのは今まで作成されておらなかった。しかしながら、これだけ古い公用車が増えてきてどうも今までのように各課ごとに予算要求をして、管財課で言えば毎年大体2台ぐらいだというような買い方をしていくだけでは恐らく駄目であろうということなので、令和3年度においてももう少し広い範囲をカバーして更新計画を作成していくという予定にしております。以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。ちなみに、公用車というのは禁煙になっているのでしょうか。そこを確認したいと思います。

○須藤委員長 総務部次長兼管財課長。

○野口総務部次長兼管財課長 正確にいつからかというのは記録がないんですけども、公用車は全て禁煙です。灰皿も設置しておりません。以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 市長車、議長車も同じような対応になっているのでしょうか。

○須藤委員長 総務部次長兼管財課長。

○野口総務部次長兼管財課長 現在の運用状況では議長車内での喫煙というのはありません。市長車については出張時等の状況ではやむを得ず使用している状況があるかと思えます。

○須藤委員長 公用車を管理する事業について質疑のある方。諸橋委員。

○諸橋委員 公用車を管理する事業について質問します。公用車、結構台数あると思うんですが、これの保険関係がどのようになっているのかお伺いをいたします。

○須藤委員長 総務部次長兼管財課長。

○野口総務部次長兼管財課長 公用車の保険については管財課で一括して取りまとめて、市内の保険代理店3社か4社だと思うんですけれども、全体をグループ分けしてお取扱いをいただいています。グループ化することでフリート制といったと思いますけれども全体の保険料が安くなっていくということです。市役所の公用車はほとんどがこのタイプ、そのうち2車だけ全国市長会というところの保険に加入しているものがあります。こちらの団体だと保険料を安く抑えられるんですけれども、全国市有物件共済会というところがやっているもので、こちらは東京に事務所がありますけれどもそのほか通常の民間保険会社みたいに代理店とか出張というのがないので、事故処理の扱いにやや不安が残るということで、現在のところはまだ2台だけの加入ということになっております。以上です。

○須藤委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 ここ最近、専決処分で非常に事故が多いのが見受けられるんですけれども、事故があっても保険料というのはそれほどこの契約内容では等級が上がったりというのはないんでしょうか。

○須藤委員長 総務部次長兼管財課長。

○野口総務部次長兼管財課長 先ほど申し上げたようなフリート、グループ型ということなので、1台が少々事故をやったということで全体がその分だけグレードアップというのか等級が上がってしまうというような扱いではありません。全体に割り振る形ですので、1台1台の事故が全体の保険料としていきなり等級が上がるといったことはありません。ただし、それでも事故が多いというのは全体の保険給付金が多くなってしまいうわけで、それなりの保険料の上がり方というのがあります。以上です。

○須藤委員長 着座のまま、暫時休憩いたします。

午後5時57分休憩

午後5時57分開議

○須藤委員長 再開いたします。

利根川委員。

○利根川委員 公用車、今年2台、来年度2台買うのではないかと。リーフ、電気自動車を2台買うということなんですが、その理由をお伺いしたいんですけれども。

○須藤委員長 総務部次長兼管財課長。

○野口総務部次長兼管財課長 公用車、令和3年度予算で2台を購入するという形にしております。リーフというお話なんですけれども、私の情報の伝達表現が稚拙でして牛久市役所において車購入するときに車種名を指定して購入したというのは通常ありません。この令和3年度についてもリーフの車種指定ということではありません。電気自動車ということで、電気自動車の購入

という理由についてお話ししたいと思うんですけども、特別牛久市において変わったということではないかもしれませんが、社会の流れからして環境に優しい車を求めており、また牛久市、昨年カーボンゼロを目指すんだというような宣言もいたしました。こちらを目指す取組の1つとしてまず電気自動車ということ、それから電気自動車、電気で走る以外に蓄電池としても使えるということで、防災面も考慮したこの両面の理由から電気自動車を購入しようということになったわけです。リーフという名前なんですけれども、今年の予算編成上参考にした車種としてはあります。相当に売れており、牛久市役所でも4台の実績がある車ということでそのような扱いをいたしました。以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 電気自動車ということであれば蓄電能力というのもあると思うんですけども、防災関係でいけば各避難所にそれなりの蓄電システムというんですか、それも発電機、そちらのほうが先ではないかと思うんですが、2台では市内の何らかの災害があった場合には足りないと思いますし、これほどの車を買うというのが今の市の財政の中でどうか。数年先でもいいのではないかというふうには思うんですが、防災課のほうと検討したのかな。そこら辺のところをもう少し詳しくお願いしたいと思います。

○須藤委員長 総務部次長兼管財課長。

○野口総務部次長兼管財課長 蓄電池としての運用について、防災面からやや疑問がという話。電気自動車という話は防災課のほうからももちろんアイデアはいただきました。私どもの管財課としてもこの車は現在の電気自動車は今牛久市が持っているものは水戸までの往復はちょっと厳しいという性能なんですけれども、近年大分性能も電気自動車の上がってきているようなのでこれを目指したものが欲しい。それによって、牛久市役所の出張というと大体距離が延びるのが県庁水戸なんです。それに使える車で運用すればCO₂の発生減量という分でも寄与するであろうということがあります。避難所等への電力供給としてそれぞれの避難所で蓄電発電装置を備えたほうが効果的ではないかという議論もあると思うんですけども、牛久市では現在庁舎に給電と充電をする設備、これが2か所あります。市内ではほかに奥野と三日月の生涯学習センター、それからひたち野の小学校中学校で全部で6か所あります。今市役所が保有している電気の自動車が5台、来年1台やるとちょうど6台ぴったりになるということで、そのあたりまではそろって、災害時それぞれの施設に1台ずつ要る。またそれぞれで充電をするという運用まではできるだろうということで、そこから先は避難所の電力運用のために全部この方法を取っていくということはないと思うんですけども、今回は先ほどの環境面と防災面と両方を考えて1台購入したいというふうな予算を組んだというところでございます。

○須藤委員長 ここで暫時休憩といたします。再開は18時10分といたします。

午後6時02分休憩

午後6時08分開議

○須藤委員長 それでは、休憩前に引き続き審議を再開いたします。

質疑のある方、御発言願います。山本委員。

○山本委員 あと1つということで、45ページの0102です。市例規集のデータベース管理と例規情報を提供するということなんですけども、例規集というのはホームページにも載っていますし私たち議員にもいつもフロッピーで頂いているんですけども、そこに載っているのは条例と要綱だと思うんですが、それ以外の告示とか公示というんですか、そういったものの条例上で市民に知らせるといのはどういうふうになっているのか、確認したいと思います。

○須藤委員長 総務課長。

○吉田総務課長 おっしゃったとおり、条例については牛久市の公告式条例という条例がありますので、その中でペーパーで告示するという規定になっています。規則、それから告示、そういったものも条例の例によるという規定になっていまして、同じような形で掲示して周知しております。以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 告示と公告などはどうなっているのでしょうか。

○須藤委員長 総務課長。

○吉田総務課長 同じです。同じ条例の例によるという形になっていますので、同じように掲示場に貼って周知しております。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 掲示場というのはあそこですよ。ガラス張りのところののだと思うんですけども、ちょっと見ると結構紫外線で字が読めなくなっていたり掲示物が落ちていたりということになかなか普通の市民の方が読みにくい状況を感じられるんですけども、あそこの管理というのは総務課のほうでされてどれぐらいの管理状況というんですか、週に何回見るとかとなっているのでしょうか。

○須藤委員長 総務課長。

○吉田総務課長 週に何回とかそういうのはありませんが、煩雑になってきたら整理する。ある程度の時間がたったら外すということで、新しいものを貼っていくという形で整理しています。以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 今ほかの自治体ではそういうものを市民にも分かるようにホームページ上で示しているところもあります。例規集ももちろんそうやって載っていますし、例えばデータ化してそういうホームページに載せるということもそんなに大変なことではないと思うんですが、その辺、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

○須藤委員長 総務課長。

○吉田総務課長 規則、決まり事として例規等で掲示するというふうに定められているものについては必ずそこに掲示しなければなりませんので、それはやった上で市民に周知すべきお知らせ等は各担当課のほうでホームページに掲載するなり広報紙等、またSNSとかそういったことでのいろいろな手段を、媒体を通じて市民に周知しているものと考えています。以上です。

○須藤委員長 このただいま山本委員からあった例規集データベース管理と情報例規集の情報を提供する、この事業に関する関連する質問のある方。ございませんね。

それでは、次の質問に移ります。利根川委員。

○利根川委員 歳入で固定資産税は来年度評価替えだと思うんですが、来年度の予算で約1億7,000万円ぐらい減額計上されているんですが、もう少し詳しく固定資産税の評価替えの年とそれと減額計上の理由、お願いします。

○須藤委員長 税務課長。

○晝田税務課長 税務課晝田です。よろしくお願ひいたします。

固定資産税の減額計上の最も大きな要因なんです、委員からお話しありましたように、家屋の評価額の減少によるものです。評価替えの年には建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況を固定資産評価基準、こちらに定められました率で減価をする、そういうことになっております。この評価額の見直しによりまして固定資産税が約1億2,900万円、都市計画税が2,200万円の減ということになっております。加えまして、来年度なんです、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置に起因しまして中小事業者、厳しい経営環境に直面している中小事業者等が所有する償却資産や家屋、事業用の家屋、こちらのほうの軽減措置というものが来年度ありまして、こちらによって固定資産税が約6,600万円、都市計画税が800万円の減収ということになっております。新築された家屋等僅かに増収分があるんですが、固定資産税全体としましては1億7,800万円、都市計画税については1,800万円の減収となると見込んでおります。以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 固定資産税は評価替えで3年間で大体目標額にするということで、今年度並みで来年度もいくとは思うんですが、評価替えは来年度はしないということ。そうすると、次の評価替えは2年先になるのか3年先になるのかもう一度確認したいんですが。

○須藤委員長 税務課長。

○晝田税務課長 固定資産の評価替え、今御指摘のとおり3年に1回ということなので次は3年後の令和6年度の課税分、こちらのときに見直しをする。そういうことになります。以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 今年度と来年度の比較で減額しているわけですね。固定資産税というのは1年ごとに上がっていくわけですね。それで3年後に一番高い価格にいくというふうに思うんですが、それが1年据置きになるとなぜ下がってしまうのかというのが、評価替えもしていないのになぜ下がってしまうのかというのがよく分からないんですが、その辺のところをお願いします。

○須藤委員長 税務課長。

○晝田税務課長 今お話しいただいた件は土地のほうに係る固定資産税の算定の方法のことなのではないかと。土地に係る固定資産税、例えば評価額が上昇した際には負担調整措置というものがありまして、何年間かけて本来の課税額に追いつかせるというような形で税額の計算をしま

す。家屋のほうについては原則どおり、3年に1度の見直しなので令和2年度から令和3年度に減価をしましたらその評価額でもって令和3、4、5と3年間据置きで課税をするとそういう方法になっております。

○須藤委員長 ただいま固定資産税・都市計画税を適正課税する事業について質疑がありました。ほかにこの件に関して関連する方、いらっしゃいますか。

では、以上でこの事業に関する質疑は終わります。

遠藤委員。

○遠藤委員 43ページです。0113の入札参加資格者を管理する。30万6,000円、金額的にはそれほど大きくない金額なんですけれども、龍ヶ崎市の談合事件もあるように、牛久市として来年度の入札に関しての基本的な考えについて伺いたいと思います。

○須藤委員長 契約検査課長。

○神宮寺契約検査課長 契約検査課長神宮司です。よろしく申し上げます。

まず龍ヶ崎におけます今回の談合事件につきましては、隣接市である契約検査課としましても大きな驚きでありまして、大変残念なことであるということでの思いがいっぱいとしています。

さて、牛久市においてもこれまで入札契約適正化法等で掲げております4つの項目、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底、適正な施工履行の確保、これを念頭に置いて入札契約制度につきましては度々改正をしております。今後につきましてもこれまで同様にこの4つの点を踏まえた上で、法令等に沿った事務執行と中立公平の立場を意識して市民の皆様から疑惑や不信を抱かないようなそういった公共の利益のための業務執行に努めていきたいというふう考えております。以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 入札の問題については牛久市の場合は予定価格とかいろいろと公表していることなどもありまして、かなり執行率が入札の金額に対しても大変厳しいようなそのようなことも見受けられるんですが、非常に担当する金額は少なくとも大きな事業に携わっているというふうに私どもも考えているんですけれども、そういう中で牛久の入札に関しての今透明性とか不正行為がそういう適性とかいろいろと4つの大事なおところをおっしゃられていましたけれども、今までのことで入札に関していろいろと問題等に何か指摘をされるようなことがあったのかどうか。その辺を伺います。

○須藤委員長 契約検査課長。

○神宮寺契約検査課長 過去において、牛久市におきましても官製談合があったということで、これを踏まえて平成19年7月に牛久市のほうでは入札契約制度の大幅な改革を行っているところがございます。内容的には建設工事の指名業者の事後公表、それまで事前公表しておいたものを事後公表に切り替えておりまして、今現在もそちらについてはそのまま続けております。また、予定価格について事前公表に切り替えてございます。これにつきましては予定価格を公表していないと職員に対しての働きかけが行われまして、そういったことを防ぐ意味においてもこちらについては事後公表ということで行っております。それ以外にも独占禁止法による違反行為が認定

された際の契約の解除権を明確化するとかいろいろな取組はやっておりますけれども、こちらについては先ほど公示とか告示の話、山本先生のほうからありましたけれども、入札に関するものについては全てホームページと情報公開窓口のほうに全て公表してオープンにしてやっております。ですから、今お話しした内容についての取組についてもホームページのほうで契約検査課のこれまでの変遷についてすべてつまびらかに示しております。以上でございます。

○須藤委員長 この入札参加資格者を管理する事業に関連の質疑、利根川委員。

○利根川委員 前も指摘はして提案もしたんですが、契約に関する第三者委員会の設置です。国交省のほうではそれなりにつくことを奨励をしているので、今回の龍ヶ崎市の談合事件等含めると必要ではないかと思うんですが、当然当初予算は前の年からやられているので龍ヶ崎の問題を含めて突然始まることはないと思うんですが、この事件というのは結構大きいです。副市長ですから。ですから、そういったことからいくと第三者委員会というものは必要ではないかと思うんですが、その点について確認をしたいと思います。

○須藤委員長 契約検査課長。

○神宮寺契約検査課長 平成元年の第3回の利根川委員からの一般質問でもお答えしたんですが、入札監視委員会等の第三者機関の設置につきましては公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、いわゆる入札契約適正化法の17条で国が定める指針の中で努力義務としての位置づけがなされております。この内容につきましては、当然あることにこしたことはないというふうに認識はしておりますけれども、実際問題として有識者を選定するとかそれに対しての委嘱をする、それとその開催するということに対してかなり労力を要するというので、今のところ設置するには至っていないという現状になっております。以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 これも議会のほうで提案はしたんですが、地方自治法の改正によって監査委員を増やすことができる。そうしますと、入札に関する監査も可能ではないか。たしか5名まで増やせると思ったんです。ですから、そういうことで監査委員会として今回の龍ヶ崎副市長の談合事件を受けて、先ほども言いましたけれども予算というのは前の年からやられているので突然そういう方向には行かないとは思いますが、このような検討をするような状況になっているのかどうか確認したいと思います。

○須藤委員長 監査委員事務局長。

○本多監査委員事務局長 監査委員事務局本多です。よろしくお願いたします。

今委員おっしゃってました監査委員の定員に関しましては、地方自治法のほうで2名と決まっておりますが、ただし書きの部分で増員も可能だということで規定されております。その中で、先ほど第三者委員会の話ですけれども、まずこちらの第三者機関の運営にマニュアルというものがございまして、そちらではまずは第一義的には発注者である市のほうが単独で設置することがまず書かれております。ただし、小規模の自治体で単独ではなかなか効率的な運営ができないという場合には監査委員の活用であったり、あとは公共団体同士の共同設置というようなやり方も考えられますというふうに書かれています。ですので、先ほど契約検査課長のほうから話

がありましたけれども、監査対象のボリュームであったり事務の量であったり、あとは人材の配置、そういったものも出てくる話でございますので、連帯性や運営状況をよく見極めて関係部署と協議しながらこうしたものに関しましては慎重に判断すべきものと考えております。以上です。

○須藤委員長 では、最後。鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 61ページの市民税、市税等の収納を管理する。新型コロナウイルス感染症による徴収猶予の特例制度があると思うんですが、この適用件数と金額、それから来年度もこれは継続されるのかについてお聞きしたいと思います。

○須藤委員長 収納課長。

○山岡収納課長 徴収猶予の適用件数なんですが、令和3年2月末時点での延べ人数102人、期別件数292件、猶予の金額3,747万3,500円です。徴収猶予の特例制度でございまして、これは期別の納付期限から1年間ということで猶予されます。これは延滞金がゼロ円ということですので。それで、この期限が過ぎますと今度は普通の徴収の猶予に切り替えるようになります。これは申請から1年間ということで、特例ではなく一般の猶予の、ほかの猶予の制度を使って実施することになります。以上でございます。

○須藤委員長 鈴木委員。

○鈴木副委員長 再質問いたします。来年度もこの特例制度は適用されるんですか。

○須藤委員長 収納課長。

○山岡収納課長 今ある徴収猶予の制度は、例えばこの3月が納期の場合はそのときから1年間継続されますので、それが切れた時点、来年度、要は当初の去年のうち納期が来てそこから猶予が始まったものについては令和3年度の納期が来るまではこの制度は維持されるんですが、その1年間過ぎますと違う猶予制度がございますので、そちらに切り替わるということですので。この特例は1年間だけですので。ただ、その切れ目につきましては納期納期というのがありますので、それで変更の形になります。以上です。

○須藤委員長 市税等の収納を管理する関連する質疑、ございますか。ありませんね。

質疑は以上でよろしいでしょうか。

以上をもって総務部等所管についての質疑を終結いたします。

再開は18時40分といたします。

午後6時29分休憩

午後6時38分開議

○須藤委員長 休憩前に引き続き予算常任委員会を開きます。

まず、執行部の説明につきましては令和3年度の新規事業、制度の改正等を含め特に説明を要する内容についての歳入歳出の順にて御説明をいただきたいと思っております。その後、質疑応答のほうで審議をいたしたいと思っております。なお、発言をする場合には挙手によって発言を求め、委員長の許可を受けた後、マイクを使用し発言するよう……。

それでは、改めまして発言をする場合には挙手によって発言を求め、委員長の許可を受けた後、

マイクを使用し発言するようお願いいたします。また、発言をする際は着席をしたままで結構です。あらかじめ申し添えます。

これより議事に入ります。

委員の皆様にもまた再度のお願いでございますが、質疑は明瞭かつ簡潔にお願いをいたします。

令和3年度牛久市一般会計予算の市民部所管について問題に供します。

これより市民部所管について質疑を行います。

質疑のある方は御発言願います。長田委員。

○長田委員 1問ずつ。53ページの交通安全対策についてです。令和2年度の予算では計上されていた高齢者交通安全対策を推進するについて580万円、これが令和3年度の予算には上がっておりませんでした。なくした理由などについてお伺いをいたします。

○須藤委員長 地域安全課長。

○齋藤地域安全課長 地域安全課の齋藤です。よろしくお願います。

長田委員の質問にお答えをいたします。事業を廃止いたしました高齢者の交通安全対策を推進するの予算は運転免許自主返納者へ特典として交付するかっぱ号回数券等の購入費でございます。平成31年、令和元年4月に東京池袋で発生した高齢運転者、当時87歳による暴走事故が発生し、死者2名けが人9名を数えました。この事故はテレビ・新聞等で大きく報道され、社会に衝撃を与えました。加齢による身体機能の低下が自動車運転に及ぼす危険性が広く認識され、家族の説得や運転者自身が機能低下を自覚し自主返納する事例が増えておりました。自主返納支援制度の申請件数が増加しています。その結果として、特典として交付するかっぱ号回数券などを購入するための多額の予算が必要になっております。例を挙げますと、令和元年度は292件、予算として584万円、令和2年度は219件438万円の支出となっております。これらの状況から自主返納を推進するといった支援制度創設当初の目的がほぼ達成され周知されたと考え、支援制度の廃止を決定いたしました。以上です。よろしくお願います。

○須藤委員長 ただいまは廃止された高齢者の交通安全対策を推進する事業について関連して質問、質疑のある方、挙手を願います。ございませんね。

以上でこの事業については終わりにいたします。

それでは、次に質疑のある方。山本委員。

○山本委員 お願いいたします。市民活動課のほうで59ページです。0101男女共同参画を推進するというところです。役務費が去年よりも増額になっております。先般の一般質問で意識調査をするというふうにお伺いしましたので、その意識調査の対象年齢、成人年齢が18歳になったということでそこら辺、調査対象がどうなるのかというところをお伺いしたいと思います。

それから、審議会の男女共同参画の基本計画の中で公募制の導入というのが出ていていると思います。私の手元にあるのは令和元年度の実績なんですけれども、未実施ということでした。令和2年度はどうなっているのか。そして、令和3年度は公募制に関しては導入のほうはどうしていくのかというところをお伺いしたいと思います。以上です。

○須藤委員長 市民活動課長。

○栗山市民活動課長 市民活動家の栗山です。よろしくお願ひいたします。

山本委員の御質問にお答えいたします。役務費の意識調査の対象年齢なんですが、前回の意識調査の対象年齢は20歳から70歳未満でした。男女とも各1,500人を抽出して実施いたしました。今回の調査は、予定ですが2022年4月から成人年齢が引き下げられることから調査対象年齢を18歳に引き下げて行う予定です。上限については、前は70歳未満としていたが国の調査、今回の国の調査で年齢の上限は設けておりませんので、市としても今回の調査での年齢の上限を設けるかは審議会の中で議論していきたいと思ひます。

審議会の公募制の現状ですが、先ほど委員がお話したとおり牛久市男女共同参画推進基本計画の第3章実施計画内の基本計画2の男女があらゆる分野に参画できる環境の整備の施策の方向として、審議会、委員会の女性の登用と公募制の導入がありますが、その中で現在27の審議会があります。昨年度ですが、公募のほうはありません。実際、令和2年度もございません。以上になります。令和3年度につきましては審議会の中で積極的に公募できるような方向で進めていきたいと思ひます。その中で議論していきたいと思ひます。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。それから、今も出ましたけれども女性委員がいない委員会というのが令和元年度の実績では行政委員会が1つ、それから附属機関が4つとなっております。引き続き、女性委員が1人もいない委員会をなくすように改善していくという課題となっております。令和2年度、この状況どうなりましたでしょうか。そして令和3年度に向けてのお考えを伺います。

○須藤委員長 市民活動課長。

○栗山市民活動課長 山本委員の質問にお答えします。令和2年度においても女性委員のいない審議会は4委員会あります。それぞれ公募はしたが集まらなかったとか、前任者からの引継ぎとか、弁護士会等からの推薦をいただいているとかの関係で理由はそれぞれなんですが、4つの委員会が女性が今いない状況です。これにつきましても令和3年度以降の新しい審議会の中で市民活動課として女性委員の登用についても働きかけていけるような体制をつくれるかどうか、議論していきたいと思ひます。以上です。

○須藤委員長 ほかに男女共同参画を推進する事業について質疑のある方。

以上でこの事業については終わりにいたします。

それでは、次に質疑のある方。諸橋委員。

○諸橋委員 よろしくお願ひします。129ページの0103自主防災組織を育成する事業についてお尋ねをいたします。現在、牛久市で市内で自主防災組織が結成されているのが何か所あるのかという点と、今回井戸設置として183万3,000円計上されていますが、これの予定場所をお伺いをいたします。

○須藤委員長 防災課長。

○中澤防災課長 防災課の中澤です。よろしくお願ひいたします。

今自主防災組織に関しましては令和2年度まで、現在51団体ほど結成されております。こち

らにつきましては直近3年間のデータではございますが、平成30年度に4団体、令和元年度には1団体、令和2年度には3団体が結成されております。予定では来年度、令和3年度には4団体が結成を予定してございます。

それと、井戸ということですね。井戸につきましては、現在59か所設けてございます。井戸がない行政区は、未設置の行政区に対しましては4行政区が未設置でございます。来年度の井戸に関しましては、来年度の井戸の設置予定が2か所ございまして、ねむの木台とかわはら台さんのほうに設置予定でございます。以上でございます。

○須藤委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 来年は2か所設置ということで、4引く2は2が残っているんですがこれは順次、残り2か所については来年度以降設置していくというような方向性でよろしいのでしょうか。

○須藤委員長 防災課長。

○中澤防災課長 残りの行政区につきましては、行政区の区民会館等の建設と併せて同じ時期に設置をしていきたいというようには考えております。以上です。

○須藤委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 未設置の行政区はどちらになりますでしょうか。

○須藤委員長 防災課長。

○中澤防災課長 未設置の行政区につきましては緑ヶ丘、エスカードビル、ひたち野西、ねむの木台という形になります。

○須藤委員長 自主防災組織を育成する事業について、関連して質疑を行います。山本委員。

○山本委員 今の中が一番下の防災士育成事業補助金という形で、たしかこれは令和2年度から新しくできた事業だと思います。25人ということで予算のほう上がっていたと思いますが、この補助を受けた方、25名のうち女性は何名いらしたのかということをお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 防災課長。

○中澤防災課長 昨年度の女性の登用が……。大変申し訳ありません、昨年の男女別のデータが今手元にはございませんので、後ほどお渡ししたいと思います。ちなみに、牛久市の防災支部会のほうは10名、会のほうに入ってくださいました女性の方は1名、役員以外で防災支部会全体では102名の方が参加いただきまして女性が9名の方が御加入をさせていただいております。以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 ちょっと女性の数が少ないのかなという印象は受けるんですが、来年度、同じように25名載っていますので、女性への呼びかけというのはどういうふうにしていかれるのかということをお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 防災課長。

○中澤防災課長 大変申し訳ありません。特に女性への特化した呼びかけというのは行ってないのが現状でございます。来年も特に女性に対してということではなく、男女問わず防災士とし

での知識を地域に生かしていただくために防災士育成事業として補助金を交付しておりますが、防災士の女性数はまだまだおっしゃるとおり少ないものがございます。多くの女性が防災士の資格を取得していただきまして、防災支部会に加入していただけることを期待して来年も事業を続けてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○須藤委員長 ほかに自主防災組織を育成する事業についての関連する質疑のある方。いらっしゃいませんか。

それでは、質疑のある方。秋山委員。

○秋山委員 よろしくお願ひします。市民活動課所管の事業です。55ページの0103行政区集会施設の整備や管理に対する助成をする。新設のかわはら台集会所、そして向台行政区の集会所の拡張工事、そして女化西行政区集会所のバリアフリー対策工事について、この3点についての事業内容を御説明ください。そして、現在集会所がない行政区の数、今後建て替えが必要な行政区の数、修理補修が必要な行政区の数をお示しください。以上です。

○須藤委員長 市民活動課長。

○栗山市民活動課長 秋山委員の御質問にお答えします。まず新設のかわはら台集会所ですが、現在のかわはら台集会所は昭和57年に建築され、行政区から新しい集会所を建設したいとの要望があり、新設するものです。新設に係る予算の内訳としましては区民会館の土地の購入費、新築区民会館の設計費、新築の設計費と新築の建築費、旧区民会館の解体費、その外構工事が主なものになっております。

続きまして向台行政区の拡張工事なんです、向台行政区から行政区内の人口の増加に伴いまして集会所の利用者も増えてきているので集会所を拡張したいと行政区からの要望がありまして、約61平方メートルほど増築いたします。増築するのに設計した結果、耐震性の問題から集会所天井部分に通す梁1本を追加することが必要となりました。面積は約61平方メートルの増築になります。

続きまして女化西行政区のバリアフリー対策工事なんです、現在の女化西区民会館は平成3年度の建築でバリアフリー化がされておきませんので、バリアフリー化を含め改築の要望があり、行政区から要望があり行うものです。工事の内容は現在の区民会館には玄関にある段差が大きく車椅子が入れないため、車椅子用のスロープをつける工事や多目的トイレを新設しバリアフリー化、区民会館全体の耐震工事を行います。これにより若干面積が増えて27平方メートルほど増える工事になります。

続きまして現在行政区として会館がない行政区は5つあります。そのうち、建設をするという意味のある行政区は今年の予算で繰り越したねむの木台と中央行政区の2行政区になります。

続きまして修理・改築の必要な行政区なんです、毎年市民活動課で行政区に対して改築とか新築のヒアリングというのを年に1回実施しております。それで5か年計画というものを出示していただいております。令和4年度から令和7年度までにその要望があったものは12行政区から19件になります。これが現在改築というか修理の必要な行政区と考えております。以上になります。

○須藤委員長 秋山委員。

○秋山委員 新設のかわはら台集会所なんですけれども、土地の場所は決まっているのでしょうか。それと、向台行政区の61平方メートルの増設というのは広場のところを増築するということですね。それと、すみません、今5行政区が集会所がない状況で、2行政区は要望がある。あとの3行政区は現段階では必要ないというふうに判断をされているのかどうか。よろしくお願ひします。

○須藤委員長 市民活動課長。

○栗山市民活動課長 かわはら台行政区なんです、現在ある場所の隣にというか土地を買って、そこに建て替えます。向台行政区なんです、広場のほうではなく道路から見て植木のほうというんですか、道路がありまして区民会館が建っていてその道路沿いに、駐車場の裏辺りを広げる形です。ですから、広場のほうではありません。3行政区なんです、ないのがエスカードビルとかひたち野西とかびゅうパークひたち野なので、独自に会議室を持っていたりあとはリフレビルの会議室を使用したりしていますので、現状はそれで十分だということで要望はありません。以上です。

○須藤委員長 ただいまの行政区集会施設の整備や管理に関する助成をするに於ける関連質問のある方、挙手をお願いします。ありませんね。

以上でこの事業に関する質疑を終わりにいたします。

それでは次に質疑のある方、挙手をお願いします。遠藤委員。

○遠藤委員 129ページです。0109の防災行政無線を更新することなんです、この事業は継続費のところにも載っておりまして、非常に大きな事業となると思いますので、この全体的な工事の内容について詳しく説明を求めたいと思います。多分、行政無線というのは今デジタル化に向かっていろいろやっていると思うんですが、一応継続費ではかなりの年数がたつての継続になっているんですが、今年度についてはどのような内容で進めていくのか。その辺の内容をお示してください。

○須藤委員長 防災課長。

○中澤防災課長 遠藤委員の御質問にお答えいたします。今遠藤委員のほうからもありましたとおり、現在設置しております防災行政無線はアナログ放送で対応させていただいております。今回電波法の改正に伴いまして現在のアナログ放送が令和4年11月30日をもって使用期限が切れるという形になります。そのために、防災行政無線の更新を行うということが目的でございます。内容といたしましては、来年度は市役所にございます親機設備のデジタル化及びエスカードに新設を予定しております中継設備、こういったものを予定してございます。その後につきましては支出の平準化を考慮しながら、現在は5年程度をめどに屋外拡声子局などの更新を行ってまいりたいというように考えております。以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 行政無線については市民の方からもいろいろと聞こえが悪いとかそういうのもあるんですが、デジタル化によってその辺のほうは改善されるのかどうかを伺います。

○須藤委員長 防災課長。

○中澤防災課長 デジタル化に伴いまして今実施設計を策定中ではございますが、近隣の龍ヶ崎市さんなどもデジタル化をいたしまして高機能スピーカーなどというものもあるそうなんです。そういったものを使う場合には少し届く距離が改善されるということを知っています。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうしますと、完全には改善というところまでは今のところどうなのかというところありますね。それと、防災ラジオというのも今私どものほうにはいろいろ行政無線があるときにあるんですが、その辺の活用との兼ね合いはどうなっていくのか。

○須藤委員長 防災課長。

○中澤防災課長 防災ラジオにつきましては難聴地域と言いまして聞こえない区域等も出てくる場合がございます。その区域も併せて今実施設計のほうで確認をしているところでございます。また、防災ラジオにつきましては難聴区域、あるいは災害弱者と言われる方たちを対象としまして購入をして配付をするかどうかというところを検討してまいりたいというふうに考えております。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今の防災無線なんですけれども、かなり高いところに建ってラップというんですか、ああいうのがあるんですが、牛久でもかなり風が強い。風速が強いときであるんですけれども、そういうものに十分耐えるものに今なっているのかどうか。それと、あとはそういう無線の調査、そういう耐えるものになっているのか。そういう調査などはしているのかどうか伺います。

○須藤委員長 防災課長。

○中澤防災課長 現在、おっしゃるように風速に耐えられるかどうかというのも含めまして支柱の強度も考慮しながら調査をしているところでございます。新設するに当たりまして風速に関しましては60メートル以上というところの目安がございますので、そういったものに耐えられるものに替えていくというところが出てくるかと思えます。以上です。

○須藤委員長 ほかに防災行政無線を更新する事業について質疑のある方、利根川委員。

○利根川委員 1点だけ確認したいんですが、大体5年程度ということですから総額どのぐらいの予算を予定しているのか。

○須藤委員長 防災課長。

○中澤防災課長 先ほども申し上げましたように実施設計、今途中でございますので実際にはどのぐらいというのははっきりと申し上げられないんですが、恐らく5億円から6億円の間ぐらいではないかというふうに考えております。

○須藤委員長 以上で防災行政無線を更新する事業についての質疑は終わりにします。

次に質疑のある方、挙手をお願いします。利根川委員。

○利根川委員 129ページの茨城県防災ヘリコプター運航連絡協議会、これの144万5,000円なんですけど、どういう計算の方法をしているのか。実際に今茨城県の防災ヘリの問題ですが、144万5,000円、これの算出根拠。今牛久での防災ヘリ、これは利用されているのか

どうかよく分からないですが、その点についてお尋ねをいたします。

○須藤委員長 防災課長。

○中澤防災課長 防災ヘリの負担金につきましては、前年度の防災ヘリの運用状況によって異なってくるという形になっております。実際に牛久市で防災ヘリ、今年度使ったかという御質問は恐らく今年度は使っていないと思います。私が、随分もう20年ぐらい前ですけども南中のところで林野火災があったときに防災ヘリが出動して水をまいたということもございました。なので、こちらの連絡会の負担金に関しましては前年度の防災ヘリの活動状況によってという形になるということです。以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 このヘリの置き場はつくばにあるものですか。

○須藤委員長 防災課長。

○中澤防災課長 大変申し訳ありません。今手元にデータがないものですから、後日御連絡をさせていただきますと思います。

○須藤委員長 ほかに。山本委員。

○山本委員 57ページの0106牛久市民号を実施するの事業なんですけれども。関連性ない、ごめんなさい。

○須藤委員長 ただいまの防災ヘリに関する関連質問のある方、挙手をお願いします。ありませんね。

では、次の質問に移ります。山本委員。

○山本委員 牛久市民号を実施するという事業についてです。委託料ということで去年と同じ同等の金額が計上されているんですけども、このコロナ禍で多分バス旅行の宿泊を伴うバス旅行だったと思います。10月ぐらいの多分実施だと思うんですが、その頃に今までと同じような形態で事業が実施できるのかなと思うところなんです。例えば、バスの1台に定員いっぱいにならなくてどおりに乗せていくということは難しいでしょうし、そういった場合に委託料が変わることがあったり、例えば1人当たりの負担金が変わるということもあるかと思うのですが、その辺の設計をどういうふうと考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 市民活動課長。

○栗山市民活動課長 お答えいたします。昨年度、令和元年度に実施したときの市の負担金が約6,600円ということです。これは参加者の人数によって多少上下はいたします。令和3年度ですが、バスや宿など通常の状態では利用できなければ、少しでも危険性があるのだったら実施は難しいと考えております。例年ですと大体今頃の時期に行き先を決めて進んでいくんですが、決定はまだ先になると思いますが、4月とか5月頃には決定、来年度実施するかどうかというのは決定するしかないかと思っています。以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 前回お伺いしたときに、こうやって宿泊を伴うバス旅行というのをやっている自治体は近隣ではないというお話でした。牛久市でこれをそれでもやっていく意義というのか目的み

たいなものというんですか、そこら辺はどう捉えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 市民活動課長。

○栗山市民活動課長 市民号の意味なのですが、地域住民のコミュニティーというものがグループで参加していただいたりしてあると思います。また、募集かければ100人以上は集まっているのでこの旅行を楽しみにしている方もいらっしゃるかと思いますので、今後もそういうものを大切にしていきたいと思います。以上です。

○須藤委員長 ほかに市民号に関する関連する質疑のある方、いらっしゃいませんか。

では、以上で市民号に関する質疑は終わります。

次に質問のある方。長田委員。

○長田委員 129ページの0105防災資機材や備蓄品を購入し管理するについてですが、これは第1、第2避難所などの資材備蓄品でよろしいのかについて、まずお伺いたします。

○須藤委員長 防災課長。

○中澤防災課長 備蓄品につきましては第2次避難所で使用するものというふうに考えております。

○須藤委員長 長田委員。

○長田委員 前年度の予算に比べると半額ほどに減額されているんですが、このコロナ禍においても避難生活になった場合はコロナ感染症対策などの備品や資材などが必要になってくるかと思いますが、それに関してはどうお考えか。減額の理由についてもお伺いをいたします。

○須藤委員長 防災課長。

○中澤防災課長 今御質問のありました備蓄品の減額なのですが、今年度コロナの対策交付金というのがございまして、今回感染症に関する様々な備蓄品は今年度ほぼ購入し備蓄することができております。なので、来年度に関しましてはローリングストックをするおかげですとかミルクですとか、そういったものの購入のために予算化しておりますので予算のほうは若干少なくなっているというのは実情であります。

○須藤委員長 ほかに防災資機材に関する質疑のある方。秋山委員。

○秋山委員 それでは、総合窓口課所管の事業を。

○須藤委員長 ございませんね。それでは、次の質問に移ります。秋山委員。

○秋山委員 すみません。総合窓口課の所管事業についてお伺いたします。63ページ、個人番号カードを運用する。現在時点の交付率、そして令和3年度の交付目標をお示してください。現在、個人番号カードを活用しての事業、そして市民にとってのこの個人番号カードの利便性、メリット、そして令和3年度からコンビニ交付、証明書を交付することになりますけれども、今後のこの個人番号カードを利用しての事業の展開、また、出張申請による申請受付の拡大というふうにおっしゃっていますけれども、その具体的な内容と交付率向上に向けての取組、これをお示してください。以上です。

○須藤委員長 総合窓口課長。

○大里総合窓口課長 総合窓口課大里です。

秋山委員の御質問にお答えいたします。まずマイナンバーカード、現在令和3年3月7日時点での交付件数は2万3,749件となっており、前年度比較いたしますと1万131件の増となっております。交付率が28%となっております。交付目標といたしましてはマイナンバーカード交付円滑化計画を策定いたしまして年度末、令和4年3月には45%となっているんですが、まだ現状では追いついていない状況でございますので、申請勧奨を進めてその円滑化計画にきちんとその交付率を満たせるように周知徹底してまいります。

このマイナンバーカードを所持することでの利便性でございますが、現在のところは高齢者の方、免許返納された方の本人確認書類ですとか、あと4月1日以降はコンビニ交付で証明書の取得ができますので、そういったまだ限定された内容ではございますが、国の方針としまして健康保険証利用ですとか、令和6年度からは運転免許証との一体化なども出されておりますので、そういった国の動向を注視しながらカードの利便性の周知を図ってまいります。出張申請につきましては令和2年度はコロナ禍にありました状況により実施をしておりません。令和3年度につきましては官公署のみならず企業に出張、出向きましてその場で手続、申請を書きいただき写真を撮影して申請代行をするという流れで進めてまいります。交付につきましてもカードが約1か月で交付されました後に官公署や企業に出向いて交付をするという流れで進めてまいります。また、本人限定郵便での申請時台帳方式ということで申請のときに暗証番号などをお聞きして、あとは本人限定郵便で送付するという形でも積極的に進めてまいります。交付円滑化計画の交付率に近づけるよう周知、そして事務処理も進めてまいりたいと思っております。以上です。

○須藤委員長 秋山委員。

○秋山委員 令和3年度の交付目標は45%を取りあえず目標としてとおっしゃっていましたが、現在申請から交付にかかる日数というのは2か月ぐらいかかりますか。

○須藤委員長 総合窓口課長。

○大里総合窓口課長 申請から交付までは約1か月を目標としております。今現在、申請をした後カードが交付、市に届くまで約2週間から3週間時間がございます。その後、市で交付前設定、交付の準備をさせていただいて案内葉書を御通知いたしまして来庁していただくという流れで、1か月を目標としております。

○須藤委員長 ほかに個人番号カードを運用する事業について質疑のある方。山本委員。

○山本委員 この前新聞記事で3月4日からは健康保険証との一体化が順次始まるということで、医療機関、それから薬局などでそのカードのカードリーダーというんですか、そういうのが導入が進んでいるというふうには書いてあるんですが、それに対して国のほうからも補助金が出るという記事が載っておりますが、今牛久市内のそういう医療機関、もしくは薬局のほうでマイナンバーが使えるところの状況というのはどういうふうになっておりますでしょうか。

○須藤委員長 総合窓口課長。

○大里総合窓口課長 今現在の段階ではシステム構築中ということで、3月時点で使える医療機関や薬局はございません。

○須藤委員長 ほかにありませんか。遠藤委員。

○遠藤委員 今課長の答弁で円滑化計画というのが出ていましたけれども、国から例えばいつまでにどのぐらい、何%とかそういうような目標というのは出されているのでしょうか。

○須藤委員長 総合窓口課長。

○大里総合窓口課長 令和4年中に全国民がマイナンバーカードを所持するよとということので国の指針が出されておりますので、令和5年3月には100%というそういった円滑化計画の目標値は国から示されておりますが、現状としましてはまだそれに追いついていない現状がございますので、努力してまいります。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 それにつきましては国のほうからは全額国庫での補助というのがついて来るのかどうか。それを確認します。

○須藤委員長 総合窓口課長。

○大里総合窓口課長 この国庫補助につきましては対象となる項目が限られてはおりますが、例えば来年度は本人限定郵便での郵送料ですとか、あと交付を円滑に進めます交付予約システムもリースということでもちかも全額補助対象になっておりますので、この円滑化計画を基に交付率の向上を図るための支出については補助対象となっております。

○須藤委員長 ほかにこの個人番号カードを運用する事業について質疑のある方、ございませんね。

以上で終わります。

次に質問のある方。利根川委員。

○利根川委員 コンビニ交付を実施するという65ページなんですけど、これは実際は現金でできるのか、それともカードなのか。個人番号を入れたそのカードなのか。キャッシュカードなのか。クレジットカードなのか。その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○須藤委員長 総合窓口課長。

○大里総合窓口課長 コンビニ交付の手数料につきましては、現金でマルチコピー機にお客様に投入していただくということになります。現金の取扱いでございます。

○須藤委員長 よろしいですか。（「失礼いたしました。使用するカードにつきましてはマイナンバーカードのみでございます」の声あり）

利根川委員。

○利根川委員 セキュリティーの問題なんですけど、これは非常に重大な問題で結構セキュリティーで個人情報が出てくるということがあるんですけど、どのようなセキュリティーを実施しているのか。例えば顔認証だとか指紋認証だとかいろいろあると思うんですけど、その点についてお尋ねします。

○須藤委員長 総合窓口課長。

○大里総合窓口課長 コンビニ交付のセキュリティーにつきましては仕組みとしてまず御説明させていただきますと、牛久市とマルチコピー機を中継する地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターとの間に行政専用回線をつなぎまして、偽造改ざん防止を施し証明書が画像テ

タでコンビニに送られてくるという流れになっております。手続については御本人のマイナンバーカードをマルチコピー機に設置して4桁の暗証番号を入れて手続が進む段階ではカードを取り外して処理を進めるということになりますので、指紋認証ですとか顔認証というのは実施はいたしません。

○須藤委員長 ただいまのコンビニ交付を実施する事業について関連する質疑のある方。よろしいですね。

次に質疑のある方、挙手を願います。秋山委員。

○秋山委員 防災課所管の事業についてお伺いします。127ページ、消防団を運営するということですが、2月10日の時事通信社の記事によりますと、総務省の消防庁は自治体が消防団員の出勤1回につき支払うべき手当の基準を7,000円とする案を有識者らで構成する消防団員の処遇等に関する検討会に示した。そして、消防庁が市区町村1,719団体に実態調査をしたときに、全体の約8割を占める1,338団体が出勤手当を費用弁償としている。そのため、自治体ごとに金額にばらつきがあり支給体系が団員の活動や労苦に応じていないと判断をしている。また、消防庁は出勤手当の支給方法についても指摘。同庁は団員個人への直接支給を原則としているが、直接支給する団体は36%の606団体にとどまったという記事がありました。これに沿って質問させていただきます。まず、牛久市の消防団員の出勤手当は原則個人への直接支給と原則なっています。本市は違いますね。その支給方法、そして支給金額の基準はどのように決めているのか。支給の区分は報酬なのか費用弁償なのか、その点をお示ください。

○須藤委員長 防災課長。

○中澤防災課長 ただいまの御質問にお答えいたします。まず、消防団員の出勤手当の原則個人への直接お支払い、支給が原則ということに関しまして牛久市では消防団員への出勤手当につきましては各分団の口座にお振込みをしている状況でございます。年度当初に各分団より口座振替振込依頼書を提出していただくわけなんです、その様式には報酬及び費用弁償につきましては分団の通帳に振り込むことを各団員さんの署名捺印を添えていただいております。なので、各分団に振り込んでいる状況でございます。支払いにつきましては四半期ごとにお支払いのほうをさせていただいております。また、支給基準でございます。支給基準につきましては牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例にて定めてございます。支給の区分の報酬か費用弁償かというところがございまして、年報酬というのが消防団員にはございます。そちらに関しましては報酬、あとは出勤手当、こちらに関しましては費用弁償にて支給をしている状況でございます。以上です。

○須藤委員長 秋山委員。

○秋山委員 そうしますと、支給金額1回につき幾らというふうに決まっていると思うんですが、まずそれがお幾らなのかということと、それと今後総務省のほうからこうなさいと決まったらそれに準ずる形を取るということでよろしいですか。

○須藤委員長 防災課長。

○中澤防災課長 現在の支給金額、出勤手当、こちらは災害時及び訓練合わせてとも1度の出勤

に關しまして3,000円支給してございます。近隣と比べましても3,000円というのはほぼ平均的な数字でございまして、訓練も3,000円を出しているんですけども、訓練に關しましては牛久市はほかの市町村より若干高めかなというところはございます。ただ、大きく違ってはいないので、その辺は特に近隣市町村の中でも同じぐらいなのかなというところがございます。それと、7,000円にしていくことに關しましては今後、最近は火災報知器もございまして誤報等も多く出動することがございます。1度に7,000円というふうに今現在ではそれを決めて支給するというのは難しい状況ではないのかなというふうに個人的には思いますものですから、今後消防団員の出動等いろいろ考慮しながら検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○須藤委員長 秋山委員。

○秋山委員 記事の中には火災でも放水がない場合などは半額の3,500円とか出勤時間の短い訓練などは2,000円から2,500円とか、そういう内容によって金額を変えていくというようなことも載っていますので、それは今後決まった時点でそれに準じていくということによるしいですね。

○須藤委員長 防災課長。

○中澤防災課長 今後、検討させていただきます。確かに秋山委員おっしゃるように、先ほど私も申し上げました誤報であったり、あるいは大変な建物が燃えている火災であったり、そういったものもございます。あとは一律それが同じでいいかというのも今後の議論になっていくと思いますので、そちらは今後出動の状況にも考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

○須藤委員長 ただいまの質問に關連する質疑のある方。ございませんね。

以上で終わります。

次に質疑のある方。諸橋委員。

○諸橋委員 57ページの0110、自治宝くじ資金を活用してコミュニティ団体へ助成する事業なんですけど、これの詳しい内容をお伺いをいたします。

○須藤委員長 市民活動課長。

○栗山市民活動課長 諸橋委員の御質問にお答えします。コミュニティ助成事業の件なんですけど、これは自治総合センターの宝くじの社会貢献広報事業として行っておるものです。こちらのほうから交付金ということで頂いたものをそのまま行政区のほうに、上限が250万円なんですけど、牛久市に配当というか決定をすればそれを市を経由して行政区のほうに交付金として交付しまして、行政区として主に使っているのは集会所の備品とかが、テントとか椅子とか机等を買っている行政区が多いんですけど、そのような備品を買っていただくようになっております。ですから、これは地方自治総合センターの宝くじの補助金の事業になります。以上になります。

○須藤委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 申込み、結構あると思うんですけども、来年度のこの500万円を250万円ずつ支給する行政区が分かれば教えていただきたいのと、必ず牛久に割り当てられるものではないというニュアンスの補助金かどうか確認をさせていただきます。

○須藤委員長 市民活動課長。

○栗山市民活動課長 来年度、2行政区申請しておりますが、このところ実績から言うと1行政区が交付決定なされて、もう1行政区は翌年度に先送りしているのが現状です。現在申請が上がっているのは令和31年度まで1行政区当たり1年に1行政区で交付となりますと令和31年度までの割当てが行政区のほうから申請が上がっております。以上です。

○須藤委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 相当の数の行政区が申請上げているということですよね、31年で。

○須藤委員長 市民活動課長。

○栗山市民活動課長 そうです。ほとんどの行政区が250万円で行政区の備品等を整備したいという要望がありますので、結構な行政区の数は上がっております。

○須藤委員長 関連する質疑のある方、挙手をお願いします。ございませんね。

それでは次の質疑に移ります。質疑のある方。山本委員。

○山本委員 すみません、あと1件。59ページです。一番下の0106、地域安全パトロールをするという事業なんですけど、今回委託料で地域安全パトロールが1,000万円上がっているんですけど、令和2年度は役務費で上がっていたんです。この委託になったというその経緯をお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 地域安全課長。

○齋藤地域安全課長 山本委員の御質問にお答えいたします。地域安全パトロールの支出科目を11役務費手数料から12委託料へ変更したことにつきましては、現在地域安全パトロールに利用している公用車の白黒パトロールカーが平成9年、平成13年登録と老朽化しておりまして、度々故障が発生していることなどから運用形態を変更しております。令和2年度は役務の提供として市の公用車の白黒パトカーにシルバー人材センターから派遣された防犯サポーターが乗務し業務に当たっていました。令和3年度はシルバー人材センターに車両のリースと防犯サポーターの管理を一括して委託します。実際の運用としては、シルバー人材センターがリースした白色パトロールカーに青色回転灯、スピーカーをつけて防犯サポーターが乗務しパトロールを行うこととなります。以上でございます。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうなりますと、形態として通常皆さんのところ回っている形態としてはほとんど変わらないということですか。今どういう状況で何台でやっていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 地域安全課長。

○齋藤地域安全課長 現在、2台で稼働しておりまして小学校区を決めて2台で毎日回っているようです。運用形態は変わりません。同じです。

○須藤委員長 この件に関する質疑のある方、挙手をお願いいたします。よろしいですね。

それでは次に質問のある方、挙手を願います。利根川委員。

○利根川委員 53ページの県民交通災害共済の加入者を増やすということなんですけど、これは

茨城県も関わっていると思うんですけども、以前提案をした自転車交通事故の保険の問題です。これなどはこの中に入っているのかどうか。それを確認したいんですが。

○須藤委員長 地域安全課長。

○齋藤地域安全課長 自転車の保険はこの中に入っておりません。こちらの交通災害共済につきましては県内の茨城県と自治体で運用している共済制度でございまして、自転車の賠償保険ではありませんので車対人とか自転車対人とかで、ぶつかってけがをした場合に通院日数に応じて見舞金が出る制度でございまして、行政区に御協力いただいたりとか学校とかに御協力をいただいて加入者を集めているといった状況でございます。以上です。

○須藤委員長 ただいまの事業に関連する質疑のある方。いらっしゃいませんか。

それでは次の質問に移ります。よろしいでしょうか。遠藤委員。

○遠藤委員 1件、53ページの0104のコンピュータとその周辺機器を管理するということ2億9,674万8,000円なんですが、前にお話を聞いたときに庁内LAN、それからテレワーク、そういうようなお話もありましたが、特に委託料の中の基幹システム、それから個別システム、このような改修です。多分、今例えば国保税なども納付の期限が変わったりそれからこれからワクチンの問題等もあるのでそういうような関係等あるのではないかと思います、その辺の内容を説明をお願いします。

それと、13の使用料及び賃借料が1億196万7,000円となっておりますが、この内容についてもお願いします。

○須藤委員長 システム管理課長。

○齋藤システム管理課長 システム管理課齋藤です。よろしくお願いたします。

本事業における令和3年度の委託料は1億9,035万3,000円で、大きく分けますとシステム保守にかかる費用6,862万4,000円、委員さんからお話がありましたシステム改修費にかかる費用が1億2,172万9,000円となっております。

まず、一応御質問いただいた内容に関連しますのでシステム保守の話からお話ししたいと思うんですが、システム保守につきましてはおのこのシステムにより小差はございますが概要を申し上げますと、トラブル等の発生に備えシステムが止まらないよう、また万が一システムが止まってしまった場合には被害を最小限に抑えられるようシステムの常時監視を行ったり、機器の故障時には保守員が駆けつけて修理を行ったりする業務、あるいはシステムの脆弱性や不具合等が発見された場合にシステムを随時改善して日々の業務を滞りなく行えるようにするための業務となります。保守費用6,862万4,000円のうち、特に大きな予算を占めるのが基幹システム保守が2,638万6,800円、庁内LANシステム保守1,648万200円となっております。

次に御質問いただきましたシステム改修のほうですが、こちらにつきましては法改正、制度改正等があった際、それに対応するためにシステムを改修したり、あるいはより効率性や利便性の高いシステムとするためのカスタマイズを行ったりする業務となります。いずれもソフトウェアの改修となりますが、改修作業だけでなく機器へのセットアップ作業や正常動作を確認するため

のテスト実施、またSEの現地立会い作業等も含まれてございます。システム改修費用1億2,172万9,000円のうち特に大きな予算を占めるのが法改正等によるシステム改修、来年度は11システムございます。3,136万7,600円、また個別システムになるんですが財務会計システムが更新時期を迎えるために再構築費用とカスタマイズ費用合わせて3,986万4,600円、地図情報システムがデータ更新とカスタマイズを含め3,683万2,948円、大きなものといえましょう。以上です。

委託料のところはよろしいでしょうか。使用料賃借料で出させていただきます。

使用料賃借料につきましては、新たに導入するシステムや現在あるシステムの機器のリース料が主になります。数たくさんあるんですが、大きなものというところのLANのシステム、サーバー類とかフロアスイッチと呼ばれる装置、あとは不正な通信を遮断するファイアウォールとかそういった機器のリース費用になります。また、先ほど御質問いただきましたテレワークの仕組みの中も今回令和2年度の補正予算で上げさせていただいておりますが、まだ補助金の決定決まる前に予算の編成があったものですからその辺の導入費用についても予算のほうに含まれている部分もでございます。ただ、これにつきましては補助金が決まり次第議会のほうで再度減額の補正をさせていただきまして、補助金のほうを活用させていただいて上げている予算はカットするといった状況でございます。以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 専門的な御説明、ありがとうございます。私などは今一番関心のある、例えばワクチンのあれです。今多分準備が国からころころ変わるので大変準備に皆さん大変だろうと思いますが、そのような例えばシステムを活用するのがこちらのものなのかというふうに思ったりもするんです。それで、以前に去年の臨時議会のときになぜ牛久はあれだけ早く臨時議会を開いて準備に入るのかというのを問合せをしましたら、ほかの自治体と違って牛久は日立のものを使っている。ほかでは県からのそういう情報になるべく早く入る、ちょっとその辺が説明がよくできないんですが、そのために早く準備をするためにとにかく11月の臨時会を開いてやったんだという説明を受けたものなので、ほかとの違いがなぜ牛久はこのようなシステムになっているのかというのが素朴な疑問だったもので伺ったものなんです。ほかとは牛久のこのシステムというのは違っているのかどうか。そのためにどのような、例えばメリットがあるのか。その辺を伺います。

○須藤委員長 システム管理課長。

○齋藤システム管理課長 今ワクチンのお話があったのですが、そのワクチンのシステムについてはこの予算の中には含まれてはございません。他部署のほうで準備を進めておまして、ワクチンの予約だとか外部委託で行うということをお伺いしております。あと、ワクチンの配分とかそういうもの、各医療機関に配布したりするシステムにつきましてはVシステムと呼ばれる国が用意したシステムを使うということで決まっております。うちのほうの予算で当課の所管する予算の中には入ってございません。

日立製の個別のシステムを使っているメリットといたしましては、業務に合わせた牛久市の仕

事の仕方に合わせたカスタマイズとかそういった細かいところに、当然お金はかかるんですけども、気を配ったシステムが、いわゆる使いやすいシステムが出来上がっているというのがメリットだとは思いますが、今後はこちらにつきましては国のほうの方針により全1,740自治体のシステムを全て統一するという方針が定められておまして、これは法制化されて義務化されるということですので、牛久市もそれにならって導入していかなければならないということでは今考えておるんですが、その中では業務が全て統一化されてしまいますので、仕様が統一化されてしまいますので先ほど申し上げたメリットの部分のカスタマイズについては一切できなくなるような状況になります。場合によってはシステムに業務を合わせていかなければならないような状況になるかとは思いますが、今の段階では日立のシステムを使っておりまして、システムも自庁の中に機器を置いて使用しているところなんですけれども、国の流れとしてはクラウド化といって外部のデータセンターにデータを置いてやるような形に今後は流れが変わってくるかと思えます。以上です。

○須藤委員長 ほかにコンピュータとその周辺機器を管理する事業に関して関連する質疑のある方。利根川委員。

○利根川委員 今の0104の中で地方公共団体情報システム機構というところに約400万円負担することになっているんですが、ちょっとよく分からないんですが、例えば個人番号カードを利用する、ここにも同じ機構に6,000万円払っているんです。コンビニ交付についても同じ機構に270万円払っている。同じところにこういう分割して払うより一括でしたほうが安くなるのではないかと思うんですが、単純な質問でその点お尋ねします。

○須藤委員長 システム管理課長。

○斎藤システム管理課長 まず、同じ団体に負担金が別の科目からということなんですけど、それぞれ用途が違ってございます。当課が所管している負担金につきましては中間サーバーというのがございまして、こちらはマイナンバーを使った情報の連携、他市町村との情報連携を行う仕組みなんですけれども、こちらの運用費用を全国の市町村とともに負担金を払って運用しているといったところでございます。

○須藤委員長 総合窓口課長。

○大里総合窓口課長 総合窓口課所管の地方公共団体情報システム機構への負担金につきましては、1つはマイナンバーカードを作成する、製作する委託、あともう1点、コンビニ交付のほうは参加団体としての負担金となっておりますので性質が別で、マイナンバーカードの作成については全額補助対象となっております。以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 よく分からないんですけども、みんなマイナンバーに絡んでいるわけですよね。担当課が違うから、例えば1つの会社に何かいろいろ幾つか注文した場合、そうしたらそれは全部別々ですか。例えば、話は全く違いますが、文房具を買うのに紙買ったりボールペン買ったり何かするのは一括して同じ会社から来るわけです。それがマイナンバー関係でこうやって担当課が違うから全部違うというのがよく分からないんですが、一括することは絶対にできない

ということなんですか。

○須藤委員長 システム管理課長。

○斎藤システム管理課長 用途により負担金の算出の仕方が違ったりとか、また、国から補填される交付金等があったりとか、用途に分かれているのはこれは一括で処理するというのは難しいと考えております。以上です。

○須藤委員長 コンピュータとその周辺機器を管理する事業についての関連する質問はございませんか。

以上でこの事業に関しては終わりにいたします。

次に質問のある方、挙手を願います。もうよろしいですか。利根川委員。

○利根川委員 駄目みたいだ。防災計画、新しく見直すということであるんですが、大体5年ほど前だったですか、新しくされたと思うんですが、地域防災計画……。127ページ、地域防災計画を見直しするという事です。これの具体的に5年ほどぐらい前に1回変えたと思うんですが、その前のものもあったんですけども、ただ、地震に応じて、例えば先日あった土浦で震度4というのがあのときはテロップを見ている牛久は出てこないんです。龍ヶ崎が3でつくばが震度3でということで、牛久はいつも低い段階にあるんですけども、そういった質問をよく聞かれるんですが、その点のところは防災計画の中にどうして牛久とほかの地域が違うのかというのを多少なりとも説明してもらえないかと思うんですが、そのような考え方あるかどうかお尋ねしたいんですが。

○須藤委員長 防災課長。

○中澤防災課長 利根川委員おっしゃるように、確かに同じような御質問が市民の方も寄せられることは確かにあります。ただ、気象庁が毎年牛久の震度計もきちんと毎年整備点検、整備のほうを、あとは基準を満たしているということで震度計のほうは確認をさせていただきますので、牛久の場合、恐らく地盤が非常にいいところ、市役所の隣、庁舎の隣なんですけど、そこに設置してございます。もともと設置してある場所の地盤が非常にいいということもございまして、非常に委員おっしゃるように揺れは他市町村から比べると低いものがございます。ただ、他市町村の設置している状況がまちまちでございますのでそこで震度が違うということはございますが、特に震度計のことに関して防災計画のほうにはうたってございません。以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 地域防災計画見直しの計画なんですけど、どのような見直しになってくるのか。これから計画見直しをしていくんでしょうけれども、その計画についてお尋ねします。

○須藤委員長 防災課長。

○中澤防災課長 こちらは毎年というか今年も見直しをやりまして、周知をさせていただいているところですが、毎年様々な状況が変わってきてございます。今年度であればコロナでありますとか、その前であれば風水害でありますとかといったものに対応できるように順次更新をさせていただいている。あるいは、避難所の在り方ですとかといったこともございますので、そういったところを随時状況に合わせて改正をさせていただいているということになると思います。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 見直した計画というものはパンフレットか何かにして全世帯に配られるのかどうか確認したいんですが。

○須藤委員長 防災課長。

○中澤防災課長 全世帯の方にお配りというのはしたことがございません。情報公開窓口等、あとはホームページ等では閲覧が可能という形になります。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 それと、5年ほど前に印刷をして各家庭に配布したものとそう変わりはないということでしょうか。

○須藤委員長 防災課長。

○中澤防災課長 見直しはしていますので若干変わっているところはございます。

○須藤委員長 地域防災計画を見直しする事業に関連する質疑のある方、挙手をお願いします。山本委員。

○山本委員 震度計つながりでお伺いします。かっぱの里生涯学習センターに震度計をたしかさつきおっしゃったように牛久市の市役所は岩盤が強いので震度が出ないということであれが設置してあったと思うんですけども、今壊れていて駐車場の本当に真ん中であって私実は車をぶつけられたんです、あそこに止めていて。あの状況というのは何とかならないんでしょうか。今機能していませんよね。そこら辺、確認したいと思います。

○須藤委員長 防災課長。

○中澤防災課長 かっぱの里にある震度計に関しましては数年前に落雷で故障をいたしました。その後、修繕のほうを試みようとは思ったんですが、修繕が非常に高額になってしまうということがございます。それと、震度計に関しましては1市町村1基ということでございますので、そちらの今現在生きている震度計がございましてかっぱの里の震度計は修繕はしていない状況なんです。かっぱの里の震度計も私も駐車場の真ん中にあるものですからなぜこの場所かということが疑問に思ったものですから調べてみたんですけども、設置当時、気象庁のほうの方がお見えになりまして三中の体育館の横ですとか、あとはかっぱの里の裏ですとか、いろいろな場所を条件がいろいろな様々な条件があるそうなんです。その条件の中で場所を特定したところが駐車場のあその真ん中のほうに出てしまった。埋めればいいのかというふうに思ったりも、私も邪魔にならないような設置の仕方はできなかったのかということで調査をしたんですが、60センチメートル角の基礎が50センチメートル深くなっています地上から、そこからその基礎を5センチメートル頭を出しましてその上に震度計を設置するんです。その設置した震度計の上に45センチメートルの高さのボックスといいますか囲いを行います。それが基準ということになっておりますので、どうしても地上から高さが出てしまうということがございます。ただ、委員おっしゃるように使っていないのでということもありますが、今後かっぱの里の震度計の在り方に関しまして調査検討はしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○須藤委員長 よろしいですか。ほかにこの件に関する質疑のある方。

それでは地域防災計画を見直しする事業についての質疑は終わりにいたします。

これで終わりにしたいと思いますが、よろしいですね。

それでは以上をもって市民部所管についての質疑を終結いたします。

本日はこれにて延会といたします。

お疲れさまでございました。

午後 8 時 0 3 分延会